

343

97

10

株式會社東京株式取引所

東京株式取引所

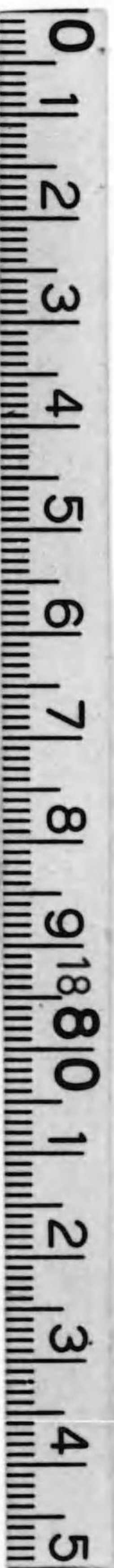
大正拾壹年四月壹日
株式會社東京株式取引所

SHARE CERTIFICATE
 THE TOKYO STOCK EXCHANGE
 Ten Shares: Five Hundred
 Corporate Name: Kabushiki Kaisha
 Tokyo Kaisha, Ltd.
 Total Capital: ¥ 47,500
 Amount of each share: ¥ 50
 Established: May 1, 1896
 Corporation Registered: October 1, 1906
 Increase of Capital Registered:
 March 19th 1896. October 1, 1906.
 August 30th 1906. July 20th 1917.
 July 20th 1917. October 1, 1922.
 March 25th 1922.

This is to certify, that the person named hereon
 is the registered holder of Ten shares of the company,
 subject to the provisions of the articles of association
 of the company. The payment of the purchase price
 entered on the back of this certificate has been made
 by the holder to the president.

此
 證
 明
 者
 力
 記
 名
 者
 力
 記
 載
 證
 印
 面
 二
 記
 載
 證
 印
 ス

拾



始

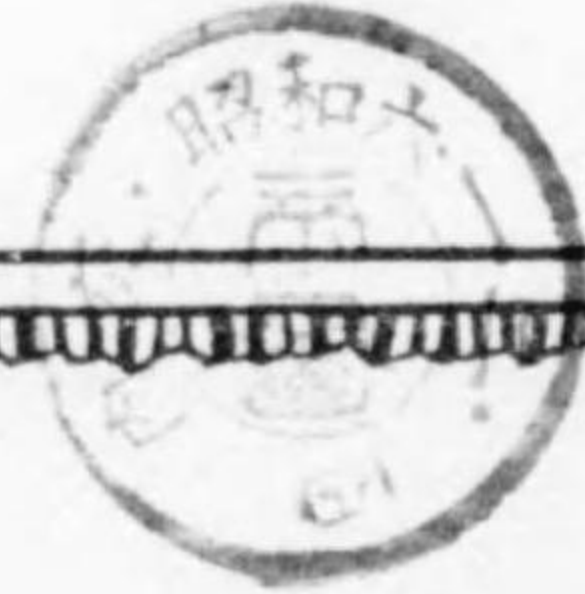
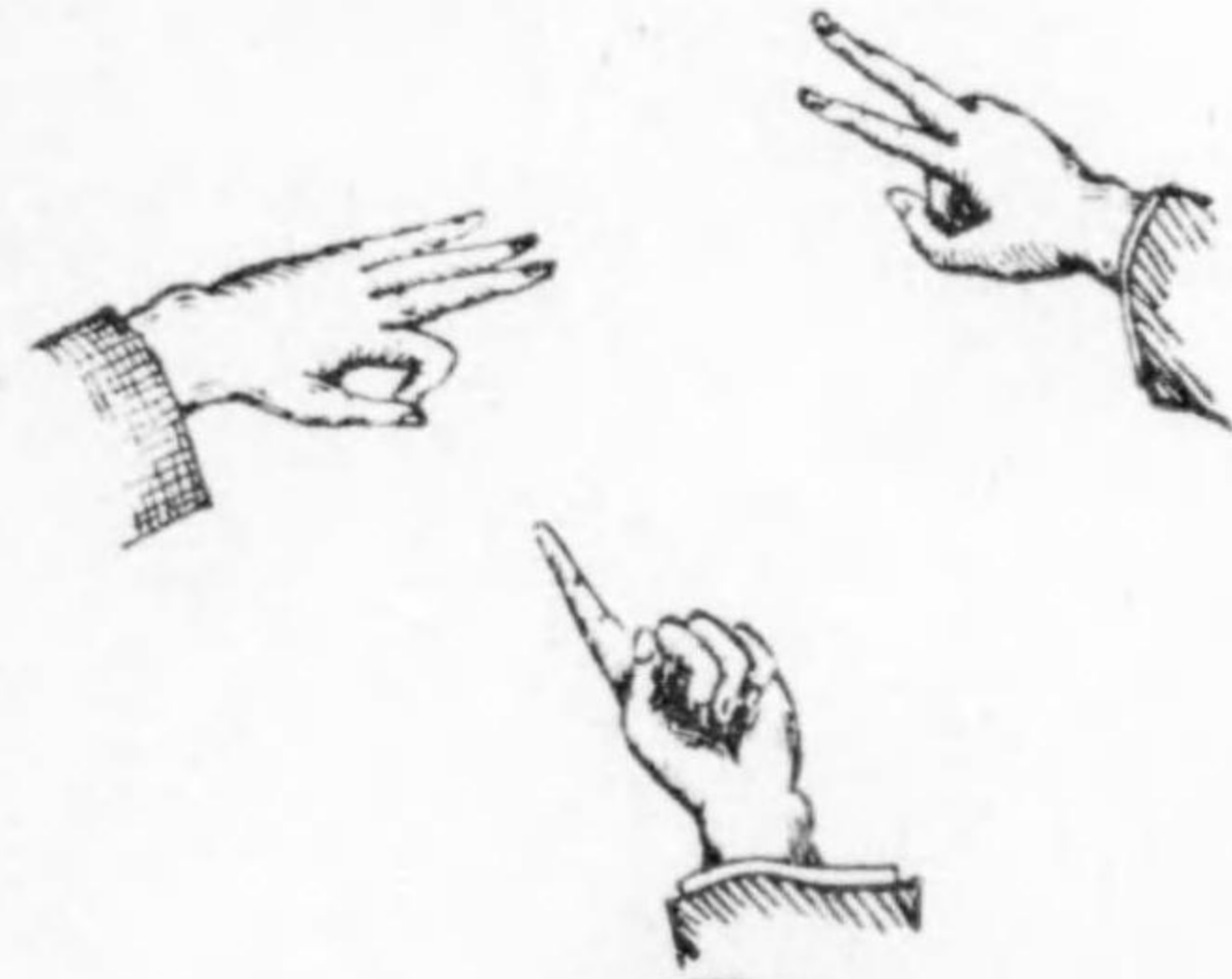


特 230
522

株式賣買物語



徳田昂平若





著者近影

はしがき

私は先代以來五十年近く引續いて東京株式取引所の一般取引員を營業としてゐる者であります。先年擯らず組合員一同の推薦を得まして一般取引員組合委員長の重責を汚して以來多年其職に居ります爲か、諸所方々から株式取引に關する話しをせよと云ふ要望を受けるのであります。殊に財界の發展膨脹に伴れて株式の經濟界に於ける重要性が加はり、地方の隅々に至る迄株式に關する智識を求むるの聲が漸く盛になつて來たのに加へ

ニ
て、ラヂオの普及で毎日相場が直ぐ様人の耳に入ると云ふ様に株式が我々の日常生活と離る可からざる時代となつて來たので、一層頻々と講演希望の中込を寄せられるのであります。併し之等の要求の全部に應ずる事は繁忙の身の到底爲し能はざる處であるが、さればとて折角のかうした機運を此儘逸し去る事も業界の爲遺憾であり旁々本年盛夏中寸暇を得る毎に書綴つたものが本稿であります。固より淺學菲才意餘つて筆の及ばざる處あり力足らずして要を盡さざる處多かるべきも以て幾分でも前記の方々に對し他山の石とならばと後日の補正を期し敢えて上梓

三
することにした次第であります。幸に先輩諸賢の御叱正を願ふことを得ますれば本懐の至りであります。

湘南逗子三笑莊に於て

昭和六年初秋

著者識す

株式賣買物語

目次

騰落の激しい株式相場・其影響及原因	一
騰落の激しい株式	二
東株相場の變動	三
變動の影響と我が商法	六
變動の原因	八
有價證券の種類及數量	二
有價證券の種類	二
有價證券の數量	一

取引所の色々の働き

取引所の目的 一三

取引所は財界のバロメーター 一四

取引所は公定相場の作成所 一五

取引所は需要と供給とを集中せしむる所 一六

取引所は價格の平準作用を爲す所 一七

轉取と保險掛繋 一八

取引所の沿革

取引所の起源 一九

取引所の現在數 二〇

取引所に關する法律と規則

取引所法の制定 二一

- 一、取引所法の要旨
- 二、勅令の要旨
- 三、取引所法施行規則
- 四、定款と營業細則

法令の改正 二二

大正十一年の大改正 二三

改正の要點

會員組織化と限月短縮 二四

限月短縮の延期と復舊運動 二五

更に法律改正の義 二六

改正案の要綱

東京株式取引所

東株取引所の設立 二七

現在の東株取引所 二八

現在の役員と商議員 二九

取引所に於ける賣買取引者

一 取引員又は會員…………… 五〇

 賣買は取引員又は會員の特權…………… 〃

 取引員若は會員たるの資格…………… 〃

 取引員若は會員となる手續…………… 五三

 取引員の資産…………… 五四

 東株取引員の定員と權利金…………… 五五

二 取引員の種類…………… 五七

 法人取引員と個人取引員…………… 〃

 一般取引員・短期取引員・實物取引員・國債取引員…………… 五九

三 取引員の義務…………… 六〇

四 取引員と現物屋…………… 六四

五 取引員の店舗と其組織

 營業の組織…………… 〃

 組織の一例…………… 六六

 取引員の店舗と市場の連絡…………… 六六

六 取引員組合

 取引員組合の種類…………… 〃

 一般取引員組合…………… 七一

 一般取引員組合同規約…………… 七一

 短期取引員組合…………… 七四

 短期取引員組合同規約…………… 七四

 實物取引員組合…………… 七七

 實物取引員組合同規約…………… 七七

國債取引員組合……………六
 國債取引員組合規約……………六
 現在取引員組合委員……………六
 取引所の賣買物件……………六
 物件の具有すべき性質……………六
 上場手續……………六
 上場種類及其の數量……………六
 上場の廢止……………六
 取引所に於ける賣買取引……………六
 一 賣買取引の種類……………六
 清算取引と實物取引……………六
 二 長期清算取引……………六

限月制度……………六
 差金決済……………六
 長短期兩市場の部制……………六
 早受渡の制度……………六
 三 短期清算取引……………六
 事實は萬年取引……………六
 賣買物件……………六
 受渡・決済と繰延……………六
 「繰延料」順日歩、逆日歩、無日歩……………六
 日歩の決定と代引代渡……………六
 東株代行株式會社……………六
 取引所と代行業務……………六
 短期取引に對する最初の理想と其後の實際……………六
 目次……………六

長短期兩取引の優劣 一〇七

四 實物取引 一〇九

十五日以内賣方勝手渡 //

市場の不振と大口取引の素通り 一一〇

五 國債取引 一一三

國債市場の沿革 //

國債長期は今日も二ヶ月 一二三

賣買取引の方法 一二五

業務規程の定むる所 //

開市と立會 //

賣買契約の締結方法 一二六

實物市場に於ける賣買方法 //

長期清算市場に於ける賣買方法 一二八

短期清算市場に於ける賣買方法 一二九

國債市場に於ける賣買方法 一三三

呼値と單位 一三四

立會の停止、休止及賣買取引の中止 一三五

取引所の休業日 一三七

銘柄札と出來値札 一三八

新聞の商況面 一三九

市場獨特の用語 一四〇

取引所の參觀席 一四三

賣買取引の擔保制度 一四五

根本方針の變革 //

強制擔保若は完全賠償……………一三四
 任意擔保若は共同擔保……………一三五
 東株に於ける賠償の實例……………一三六
 賠償制度の將來……………一三七

建玉の種類と値段の整理……………一四〇

建玉の種類……………
 約定値段と帳入値段……………一四二
 複數帳入値段と受渡標準値段……………一四三
 單數帳入値段即受渡標準値段……………一四四

賣買取約の結了……………一四七

結了方法……………
 受渡……………一四八

轉賣買戻・バイカイ……………一四九
 繰延……………一五〇

解合……………一五一

賣買取引の委託……………一五二

注文の方法……………
 受託契約準則……………一五四
 書式……………一五五

手数料と證據金……………一六一

委託と賣買との別……………
 一 賣買手数料……………一六一
 二 賣買證據金……………一六二
 賣買證據金の種類……………一六七

賣買證據金の徴收 一六
 賣買證據金の代用 一六
 賣買證據金の限度 一七
 短期取引と實物取引との場合 一七
 三 委託手数料 一七
 四 委託證據金 一七
 委託證據金の種類 一七
 委託證據金の徴收 一七
 委託證據金の所有權 一七
 近年に於ける市場の出來事 一八
 一 獨帝講和提議による暴落 一八
 二 財界反動襲來 一八

三 大震火災 一八
 四 昭和二年の銀行取付騒ぎ 一八
 五 日支衝突と英國金本位制停止による恐慌 一九
 資金運用と有價證券 一九

投資株と投機株 二〇

投資と投機の區別 二〇
 投資株と投機株 二〇
 投資株と投機株の併用 二〇
 投機賣買より生ずる珍現象 二〇
 新東株の投機的價值 二〇
 會社の内容研究 二〇
 不良會社の株式と未拂込株式 二〇

罪線又は足取表 二〇九

投機と買占 二一〇

株券取得者の注意すべき事項 二二二

株券の紛失と再発行 "

欺罔の紛失届と新券の効力 二二三

名義書替前の改印届 二二四

未拂込株式の拂込責任 二二六

取引所の税金に関する法律 二二八

取引所税制の沿革 "

取引所營業稅 二二九

取引稅 附加稅 "

株式配當の源泉課稅問題 二三三

賣買並委託兩證據金表 二三三

目次終

騰落の激しい株式相場・其の影響及原因

騰落の激しい株式

一般に物價の絶えず騰落變動するものであることは更めて申上げるまでもないことですが、株券に於て特に然りであるのであります。況してこれが投機株となると實に驚く程の變動であります。

東株相場の變動

今東京株式取引所株に就て明治十一年取引所創立以來各年に於ける高低を見るに、左の如くであります。

*

*

*

*

*

*

東京株式取引所株高低一覽表

年次	最高	最低
明治十一年	二五四・七一 ^円	一三四・五三 ^銭
十二年	三〇二・八〇	一八〇・〇〇
十三年	二八四・四〇	一二六・〇〇
十四年	三二九・〇〇	二一三・〇〇
十五年	二四六・三〇	一三〇・〇〇
十六年	二二六・〇〇	一五四・〇〇
十七年	二一八・〇〇	一七三・〇〇
十八年	二二〇・〇〇	一五九・〇〇
十九年	四九一・〇〇	一九二・〇〇
二十年	四三五・〇〇	二一二・〇〇

二十一年	三二八・〇〇	二四三・〇〇
二十二年	三七八・〇〇	一五七・〇〇
二十三年	三六四・〇〇	二四六・〇〇
二十四年	三一三・〇〇	二二三・〇〇
二十五年	當所株休止	(以上額面百圓券)
二十六年	一二三四・五〇	二〇二・五〇
二十七年	三一四・〇〇	一五五・〇〇
二十八年	六四二・〇〇	一二〇・〇〇
二十九年	六五八・〇〇	三二〇・〇〇
三十年	四四三・〇〇	一五一・〇〇
三十一年	一九九・〇〇	一一九・〇〇
三十二年	二七九・〇〇	一八四・〇〇
三十三年	二二八・〇〇	一三四・〇〇

騰落の激しい株式相場

大正二年

三十四年
三十五年
三十六年
三十七年
三十八年
三十九年
四十年
四十一年
四十二年
四十三年
四十四年
四十五年(元年)

一七三・五〇
二五六・五〇
一九五・一〇
一九一・八〇
二九六・五〇
五一四・九五
七八〇・〇〇
一五五・三〇
一八六・五〇
二四六・二〇
一八九・六〇
一七二・六〇
一六二・六〇

一〇七・八〇
一二〇・八〇
一五七・五〇
一二五・〇〇
一四二・八〇
一六五・九五
九一・六〇
九〇・三〇
一三二・一〇
一六〇・九〇
一三〇・九五
一三四・三〇
一三一・二五

騰落の激しい株式相場

三 年
四 年
五 年
六 年
七 年
八 年
九 年
十 年
十一年
十二年
十三年
十四年
十五年(元年)

一五二・二五
三〇九・九五
四八〇・九〇
三三一・〇〇
二四八・〇〇
四八三・九〇
五四九・九〇
一七三・八〇
一六六・〇〇
一四八・九〇
一三七・八〇
一八八・〇〇
二一八・八〇

一〇三・九〇
一一五・九五
二一九・〇〇
一四八・〇〇
一四二・〇〇
一八三・一〇
一〇〇・五〇
一一八・六〇
一〇五・一〇
一〇六・一〇
一〇六・一〇
一一三・〇〇
一六八・〇〇

昭和二年	一一〇五・〇〇	一四一・六〇
三年	一一〇七・八〇	一七二・六〇
四年	一一七八・四〇	一一一・九〇
五年	一一二四・三〇	九七・四〇
六年(十月迄)	一一五八・〇〇	一〇三・一〇

斯の如く五十圓拂込の株券が七百八十圓と云ふやうな突飛な値を出ることがあるかと思へば時には只の九十圓三十錢と云ふやうなことにもなる。實に馬鹿々々しいやうな話であります。が七百八十圓の値段のときには一株持つて行けば七百八十圓の現金を受取ることが出来るのだし、九十圓三十錢の相場るときにはそれだけしか受取れぬのであります。

變動の影響と我が商法

又曾ては公債も同様だと言はれた東京電燈の株が高い時には八十圓以上もし、最近でも兩三年前までは六十圓前後を保つてゐたのに昨今では十六七圓しかしない。而も此の値段は幾

株の賣買に因て出来た値段にせよ、一度斯う定まれば此の株全部に及ぶのでありまして騰貴の場合に格別、低落の場合等には随分迷惑するものがある譯であります。

殊に我が商法は其の第二十六條及第二十七條に於て、
 動産、不動産、債權、債務其他ノ財産ノ總目録及ヒ貸方借方ノ對照表ハ商人ノ開業ノ時又ハ會社ノ設立登記ノ時及ヒ毎年一回一定ノ時期ニ於テ之ヲ作り特ニ設ケタル帳簿ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス(商法第二十、六條第一項)

財産目録ニハ動産、不動産、債權其他ノ財産ニ價額ヲ附シテ之ヲ記載スルコトヲ要ス其價額ハ財産目録調製ノ時ニ於ケル價格ニ超ユルコトヲ得ス(同條第二項)

年二回以上利益ノ配當ヲ爲ス會社ニ在リテハ毎配當期ニ前條ノ規定ニ從ヒ財産目録及ヒ貸借對照表ヲ作ルコトヲ要ス(同條二十七條)

と規定して居りますから、少くとも年一回以上決算する會社は、其時の市場の公定相場に基いて財産目録を作らねばならぬのであります。市場價額なるものは、極く僅かの賣買取引に依て作られた價額であつても致方ない。例へば東京電燈のやうな大會社になりますと、あの

會社の資本金は四億三千万圓全額拂込済でありますから、一株五十圓拂込済の株數八百六十萬株、これだけの株式があるに拘らず、千株なり二千株なりの賣買に依て値段がドシ／＼動く。他の八百五十九萬八、九千株の株主は其の株券を深く金庫の中に藏して賣りもしなければ買ひもしない。僅かに千株か二千株の株主が賣つたり買つたりする爲に、昨日二十五圓のものが今日は二十圓に低落したとすれば、其の賣買取引には何の關係もない八百五十九萬八千株も同様に低落するのであつて、此の場合、東京電燈の株を持つてゐる會社は、其時が決算期に當れば其の低落した値段で財産目録を作らねばならぬから、その爲め迷惑することが少くない譯であります。

變動の原因

斯様に株式價額の變動は影響するところが大きくもあり適切でありますから、決して輕視する譯には參らぬのであります。變動の原因に就ては固より種々ありまして到底之を一々算へ擧げることとは不可能であります、其の主なるものを申上げて見ますれば。

其の一、は人氣であります。米國の大統領フーバーがモラトリアム案を提げて獨逸救済に乗出すと言へば、株式市場は直ぐ活氣付いて来る。何處かに大地震があつたと言へば、直ぐ市場に響く。殊に最近の英國金本位制停止では市場人氣を著しく恐怖に導き、狼狽的の投物が殺到して遂に立會停止の己むなきに至つた如き、是等は一般の場合であります、個々の會社の株式に就ては一層色々があります。例へば日本石油會社が臺灣で良い井戸を掘當てたと言へば日石の株は直ぐ高くなるし、浦鹽に於ける漁區の入札で日魯漁業が失敗したと言へば日魯の株が叩かれる、かう言つた勘定であります。

其の二、は金融事情の變化であります。金融が引締まつたとなれば株價は下がるし、緩慢になつたとあれば上がる。即ち銀行の貸出が警戒されるやうになれば資金難で相場は低落し、ドン／＼貸出すやうであれば資金が豊富になつて買ひ易くなるから相場は騰貴する、日銀の利下とか、市中銀行の預金利子引上とか云ふことが最も鋭敏に問題にされる所以であります。其の三、は海外事情の變化であります。米國で棉花が出来過ぎて困つてると言へばこれが又株式市場に影響する。玳馬の砂糖管理が出来さうだとあれば砂糖會社の株式が昂騰する、

即ち電報一本で始終影響するのであります。

斯くの如く色々な事情が相場騰落の原因を爲すのでありますが最も大きく影響するのは一般財界の動き、所謂景氣不景氣であります。景氣不景氣の議論は本書の目的外でありますから申上げませぬが茲數年來の沈滞し切つた世界的不景氣が如何に株式相場を低落さしてゐるかは説明を要せぬであります。要するに世間の出來事は大は小なり小は小なりに悉く株式市場に響くのであります。株式市場が財界のパロメーターなりと言はれるのは此の故であつて、之を代表してゐるのは東株相場、それも新東株であります。詳しく申しますと一般的の出來事は先づ新東株に現はれ次に他の諸株に及ぶのであります。それから個々の會社に關する出來事なら先づ其の會社の株價に現はれ次に及ぶと斯う云ふ結果になつて居ります。即ちいづれにしても新東株へは響くのであります。唯其の響き方が一般の場合には新東株に最も強く現れ、その他の諸株はこれに追従する。これに反して個々の會社の出來事例へは鐘紡が成績良好だと云へば先づ鐘紡株に現はれ此の影響を受けて新東株が昂騰する、かう云ふ順序であります。

有價證券の種類及び數量

有價證券の種類

有價證券の種類は非常に多いのであります。先づ大別して見ても株式、國債、地方債、社債、大藏省證券、米穀證券、銀行債券、土地抵當證券等の數種類があり、更に之を細別するとなると株式だけでも何千種類であります。

有價證券の數量

商業登記に據て日本銀行の調査したところによると

種別	社行數	公稱資本	拂込金額
一、株式	式(昭和六年六月末日現在)		
會社	二五、七三一	一六、九八六、七九七	一〇、八九五、二〇三
社			

有價證券の種類及び數量

銀行	一、〇一七	行	二、七六三、八六〇	一、八三〇、九二一
合計	二六、七四八		一九、七五〇、六五八	一一、七二六、一二四
二、公社債 (昭和六年八月末日現在)				
内債	一一、〇六六、一九七	千円		
國債	四、四八六、四四四		外債	二、二三〇、二四四
大藏省證券	一一〇、〇〇〇		國債	一、四七七、三三五
米穀證券	五七、二六七		地方債	二四二、七二三
地方債	一、四六二、四八四		銀行債券	一一、〇九九
銀行債券	二、三六三、〇五〇		會社社債	四九八、〇八六
會社社債	二、五七六、九五二			

以上の如くでありまして、双方を合算すると既拂込金額二百六十億二千二百五十六萬圓五千圓と云ふ巨額になるのでありまして、一割の騰落があつても、所有者全體の懐中勘定は大した數字であります。

取引所の色々の働らき

取引所の目的

取引所は「取引員ヲシテ有價証券ノ賣買取引ヲ爲サシムルコトヲ目的トス」(東証定款)と定められてあります通り、株式其他の有價証券を賣買取引する所でありまして、之に伴つて色々の作用が生ずるのであります。先づ第一に、

取引所は財界のバロメーター

であると稱されるのでありますが、これは財界の状況がよく取引所の相場の上には現はれるからであります。取引所の取引に關係する人々は相場に變動を生ずべき事件に對しての感覚が頗る鋭敏でありますから世人の未だ知らざる前に之を嗅出して來て賣るなり買ふなりする、

それが相場に現はれて騰落する。其の後に至つて、其の賣買の材料になつたところの事情が判明して来る。此の關係を目して世人が取引所を財界のバロメーターであると稱するのであります。第二には、

取引所は公定相場の作成所

であると爲す説であります。殊に法律は「取引所ハ命令ノ定ムル所ニ依リ公定相場ヲ決定シ之ヲ公示スヘシ」(第二十(六條))と命令してゐるのであります。これは一寸をかきな話でありまして取引所が公定相場を決定すると言つたところで、賣買取引が無ければ決定出来る譯のものではなく、賣買取引が行はれれば自然そこには相場の公定があることになるのであります。取引所には買ひたい者、賣りたい者が多數集合して競争する上に市場は公開して居つて、様子は居ながらに判るのでありますから、其の相場が高過ぎると思へば誰でも賣ることが出来るし安過ぎると思へば買ふことも出来る。そして幸ひに見込が儲かることであるから、かうした場合に賣つて出たり、買つて出たりする者のあることは當然の道理であります。そ

れに取引所での賣買は現に全代金若くは品物を持つて居なくとも僅かの證據金さへあれば差支へないのでありますから全く自由に賣買が出来ます。要するに相場次第で賣でも買でも幾らでも現れて来る。斯の如くして出来る値段であるから此の相場はその時その場所に於ては賣方に取つても買方に取つても最も公平な値段たらざるを得ない。換言すれば取引所で作られる値段は世人が感知し得べき現在及將來に於て、其の品物の需給關係に及ぼすべき凡ゆる事情を總て考慮の中に入れて賣もし買もして作られる値段であるから所謂公定されたものと稱することが出来る。此の狀況を指して取引所を公定相場の作成所と申すのであります。第三には、

取引所は需要と供給とを集中せしむる所

であると言ふのであります。これも取引所が集中せしめる譯ではないのであります。前述の如く取引所には相場次第で賣でも買でも幾らでもあり又いつでも相手がある。自然面倒なことなしに敏速且正確に行けるから賣らうとする人も買はうとする人も此處へ寄つて来る。

併しこれは取引所で取扱つてゐる品物に限られることは申すまでもないことでありまして、取引所で取扱つてゐる品物でありますれば賣買ともに極めて自由に行ける。自由に行けるから集中して来る。所謂賣買の投合を容易ならしめる。此の事實を取引所が需要と供給とを集中せしめると言ふのであります。第四には、

取引所は價格の平準作用を爲す所

と言ふのであります。これは世人が取引所の賣買取引の自由簡便を利用して儲けんとするか、損をすまいとすることに基因するのでありまして將來相場の高くなる材料があると見れば逸早く買ひ、安くなると見れば賣る、而して愈々其の材料が現はれて来て當初の見込通り高くなれば轉賣するから相場はそれに依て下り坂に向ひ、又安くなれば買戻しをするからそれに依て上り坂に向ふことになつて、茲に相場の騰落を抑へ、價格を平準ならしめる働きをすることになるのであります。

鞘取と保險掛繫

これと關聯して説明を要することは鞘取と保險掛繫であります。

鞘取 同じ品物でありながら場所を異にすれば同一時刻にでも値段の異なることがあります。又同一場所に於ても時を異にすれば、即ち受渡期日の遠近に依て値段の違ふことがあります。斯うした場合に安い方を買ひ、高い方を賣れば其の差額を儲けることが出来ます。これを鞘取と申します。安い方を買ふのだから安い方は高くなり、高い方を賣るから高い方は安くなり、其結果相場の平準作用が行はれるのであります。

保險掛繫 株券の値段の絶えず變動するものであることは、曩に説明した通りでありまして、いつ自分の財産が減少するか知れぬのであります。故に市場に暴落の形勢が見えらば、高き内に取引所に賣繋いで置く。そして愈々暴落して此の邊が底だなど思つた時に、今度は之を買戻して其差金を取り株券の値下りに充當する。即ち株券の評價損に該當する分だけを賣買取引に依つて受取れるから、其利益を加へれば株券の下がただけは補填するこ

とが出来て損得なしと云ふ結果になるのであります。之を保険掛繋ぎと云ふのであります。相場の安くなつた處を買ひ戻すのであるから、自然下落を押へる事となつて茲にも相場の平準作用が行はれるのであります。

保険掛繋は商品取引所に於ても亦利用され、鞘取は東京と大阪との間、當限と先物、長期と短期、實物と清算取引等に行はれるのであります。紐育と倫敦との間に於ては頗る盛んに行はれて居ります。

取引所の沿革

取引所の起源

取引所と云ふものがいつの時代からあつたものと云ふことは聊か明瞭を缺いて居ります。が文献に徴すると、遠く古代の埃及やフェニシア等にもあつたと言ふし、羅馬には確にあつたやうでありますから随分古い時代からあつたものと云ふことだけは言ひ得るやうであります。

我が國では徳川時代に當時の諸藩が其の領地から租税として徴收する米を賣ることに始まつたもので、各藩では租米を大阪に輸送し同地の商人に託して販賣換價した。これが一つの慣行となつて淀屋橋畔に米商人が多數集合し賣買取引を爲すやうになつた。斯くて後堂島に移り漸次米穀市場の形態を爲すに至つたのであります。帳合米取引と稱され、我が國取引所の濫觴であります。然るに其の後空賣買が盛んに行はれ、種々の弊害が甚しくなつたので明

治維新後一時市場の閉鎖を命ぜられたのでありますが、一面には是等の米商救済と他面には米の取引の圓滑を計る意味を以て明治四年堂島に、同六年東京に米商會所の設立を許したのであります。株式取引所は明治十年十二月東京に、翌十一年六月大阪に一ヶ所づゝ設立を見たのでありますが、これより曩き明治政府は財源捻出の爲め各種の公債を發行した外民間でも頻に商社や銀行が起りまして有價證券の數量が増加し、其の賣買が多くなつたので政府は是等の證券の流通を圓滑にすべく明治七年歐米の法規に倣つて「株式取引條例」を發布したのであります。米商會所は總てこれに據らしむることとし、更に十一年「株式取引所條例」の發布となつたのであります。ところが四、五年経ちます内に復た取引所の弊害が甚しくなつて、取引所改善の聲が矢笠しくなり、プールの制度論が起つて政府は明治二十年五月遂にプールの制度に則る「取引所條例」の公布を見たとあります。是亦當業者の囂々たる反對に遭遇しまして頓挫し明治二十六年取引所法の制定公布に據り始めて方針の確立を見ることを得たのであります。

取引所の現在數

然るに此の方針に據りて取引所の設立を下シ、許した爲めに一時は取引所の濫設時代を出現したのであります。漸次整理されました今日では全國に三十七ヶ所を存して居るのであります。而して左表の如く其の内三十二ヶ所は株式會社組織、五ヶ所は會員組織であります。

府縣別	取引所名	設立年月日	資本金	賣買物件
東京	東京米穀取引所	明治九年九月二七日	七、七五〇円	米、綿糸其他
同	東京株式取引所	一〇、一二、二八	四七、〇〇〇	有價證券
京都	京都取引所	七、八、一六	五、〇〇〇	米、有價證券
大阪	大阪米穀取引所	九、九、二五	六、〇〇〇	米
同	大阪株式取引所	一一、六、一一	四五、〇〇〇	有價證券
同	大阪三品取引所	二六、一二、二八	五、〇〇〇	棉花、綿糸、綿布

取引所の沿革

取引所の沿革

神奈川	横濱取引所	二七、三、二九	六、五〇〇	蠶糸、有價證券、其他
岡山	姫路米穀取引所	二七、五、一	一〇〇	米
兵庫	神戸取引所	二九、九、二六	三、五〇〇	有價證券、米、蠶糸
長崎	長崎株式取引所	二七、一、一六	五〇〇	有價證券
新潟	新潟 ^{米穀} 株式取引所	一〇、二、一五	二〇〇	有價證券、米
同	長岡米穀取引所	二七、六、二七	一〇二	有價證券、米
三重	桑名米穀取引所	一〇、二、一	一〇〇	米
同	津米穀取引所	二六、一、三〇	一五〇	米
同	四日市米穀取引所	二六、二、一五	二五〇	米
愛知	名古屋米穀取引所	一〇、九、二〇	一、三〇〇	米
同	名古屋株式取引所	二六、二、一八	六、〇〇〇	有價證券
愛知	岡崎米穀取引所	二七、三、二四	一〇〇	米
山形	酒田米穀取引所	一七、七、一七	三〇〇	米

山形	鶴岡米穀取引所	二七、一〇、一四	二五〇	米
石川	金澤米穀取引所	一〇、四、一七	二〇〇	米
富山	高岡米穀取引所	一七、二、一	一〇〇	米
富山	富山米穀取引所	二七、三、一	一〇〇	米
岡山	岡山米取引所	二六、一、一七	二〇〇	米
広島	広島株式取引所	二六、一、一三	五〇〇	有價證券
山口	下關米取引所	九、一、一三	二〇〇	米
愛媛	伊豫米穀取引所	二七、七、二二	二〇〇	米
福岡	博多株式取引所	一七、二、九	一、五〇〇	有價證券
佐賀	佐賀米穀取引所	二八、二、七	三〇〇	米
熊本	米穀取引所	二六、二、一	三〇〇	米
岐阜	岐阜米穀取引所	二七、六、二九	一〇〇	米
静岡	豊橋米穀取引所	二七、三、二七	一〇〇	米

取引所の沿革

以上株式組織

愛知	名古屋綿糸布取引所	大正 一一、五、一六	二六〇	綿糸、綿布
北海道	小樽取引所	一三、一二、二七	五七	穀物、澱粉、海産、肥料
大阪	大阪砂糖取引所	一四、一一、九	九〇	砂糖
兵庫	神戸大豆粕取引所	昭和 二、三、八	六一	大豆粕
東京	東京砂糖取引所	三、一一、二五	六二	砂糖

以上會員組織

此外朝鮮に株式會社仁川米豆取引所、滿洲に大連、奉天、開原、四平街、公主嶺及長春各取引所(官營)大連株式商品取引所、安東取引所(民營)があり、青島に日本取引所として株式會社青島取引所等があります。尙世界に於ける有名な取引所は

有價證券	紐育、倫敦、巴里、伯林
穀物	シカゴ、リバプール、ウイニベツク、巴里、伯林、ブタベスト
棉花	紐育、ニューオルリーonz、リバプール

砂糖	倫敦、紐育、巴里、マゲデブルグ
珈琲	倫敦、紐育、ハンブルグ、ルアーブル
金物	倫敦、紐育、伯林、ハンブルグ
生糸	横濱、紐育

等であります。

取引所に關する法律と規則

取引所法の制定

我が國に初めて取引所法の制定公布を見ましたのは明治二十六年でありまして、其の以前にも明治七年に太政官布告で「株式取引條例」同九年に「米商會所條例」同十一年に「株式取引所條例」同二十年に「取引所條例」(一名ブールス條例)等種々ありましたが、明治七年の株式取引條例、二十年のブールス條例の如きは實施を見ずに終つて居るのであります。二十年の取引所法は前記米商會所條例とブールス條例とを折衷したものでありまして其の骨子は左の如くであります。

一、取引所法の要旨 (最初の法律)

- 一、取引所の設立 免許主義
- 二、地區の獨占 取引所は一地區一箇所とする。

三、營業年限 十箇年、但し土地商業の狀況に依り繼續を許す。

四、取引所の組織 會員組織又は株式組織。

五、會員及仲買人 會員は一箇年以上、仲買人は二箇年以上取引所の營業部類に屬する商業に従事したる者、仲買人の免許料は十圓。

六、取引所の役員 會員又は株主中より定款の規定に依り二箇年以内の任期を以て選舉し政府の認可を受ける。

七、賣買取引 會員は自己の計算を以てするの外賣買取引を爲すことを得ず、仲買人は自己の計算を以てすると他人の計算を以てするを問はず取引所に對し其の賣買取引上の一切の責任を負ふ事。

八、取引の種類 直取引、延取引及定期取引の三種。

九、取引所の擔保 株式會社組織の取引所は賣買取引の違約より生ずる損害に付賠償の責に任ずる事。

十、取引所の監督 農商務大臣は取引所の行爲法律命令に違反し又は公益を害し若は公衆

の安寧に妨害ありと認むるときは(一)解散、(二)取引所の停止、(三)一部の停止又は禁止、(四)役員の解職、(五)會員又は仲買人の營業停止若しは除名等を命ずることが出来る。

十一、帳簿の検査 農商務大臣は必要と認むるときは官吏をして取引所の業務、帳簿、財産其の他一切の物件及會員又は仲買人の帳簿を検査せしめる。

二、勅令の要旨

- 一、取引所の資本金 株式會社組織の取引所の資本金は三萬圓以上とす、會員組織の取引所の創設及維持の資本金は會員の據金を以て之に充つる事。
- 二、市場の開閉 毎日一定の時間に開閉する事。
- 三、賣買の契約 現物、見本又は酷柄に依る。
- 四、契約履行の期限 當日より起算し直取引は五日以内延取引は百五十日以内賣買双方約定の期限内に依り定期取引は三箇月以内取引所指定の限月に依る事。
- 五、賣買の方法 定期取引に限り左の方法を用ふることが出来る。
 - (一) 單位を定めて賣買する方法

(二) 競賣買を爲すの方法

(三) 米に限り標準物を以て賣買契約を爲し取引所に於て豫め指定する同種商品の格付に従ひ代品を以て受渡を爲すの方法

(四) 契約期限内に於て爲したる轉賣買戻を取引所の帳簿に記載する所に依り相殺する方法

(五) 賣買双方より證據金を差出さしむる方法

三、取引所法施行規則の要旨

- 一、設立手續
- 二、定款事項
- 三、仲買人出願手續
- 四、取引所の報告事項

四、定款と營業細則

一、定款は取引所を經營する法人の構成に關する規定であると同時に取引所の營業に伴ふ

會員又は仲買人其の他賣買取引の管理に關する事項を規定してゐる。

二、營業細則は取引所を経営する法人の營業の準則であつて、法人自身の事務に關する規定と賣買取引に關する規定及取引所の會員又は仲買人に對する管理に就ての規定を包含してゐる。

法令の改正

以上の法律規則は其の制定發布後屢々改正を見たのでありますが其根本趣旨は今日に於ても殆んど變つてゐないのであります。即ち明治三十二年に第一次の法律改正が行はれ、

(改正理由) 取引所法第十一條は外國人が取引所の株主たる事を禁じたるも、新條約實施後は、取引所に付ては特に此の禁止を存置する必要を認めず)

次で大正三年に第二次法律改正

(改正理由) 取引所法は明治二十六年の制定に係り時勢の進運に件はざる所尠しとせざるを以て之を改正するの必要あり)

大正十一年に第三次法律改正

(改正理由) 經濟界の推移に鑑み、取引所の制度に改正を加ふの必要あり)

昭和四年に第四次法律改正

(議員提案) 取引所の賣買期間には有價證券、米、蠶絲の三種類に限り第十八條の規定は現在及將來の取引状態に鑑み必要なる條文と認む)

が行はれたのであります。尤も勅令及施行規則並に之に伴ふ定款業務規程等は法律の改正に隨つて、若くは單獨に改正を見たことも一再ならずでありまして、其の内でも明治三十五年の勅令改正(限月短縮)の如きは法律改正以上の大問題を惹起したのであります。即ち有價證券の取引期間を突如として三ヶ月から二ヶ月に短縮したのであります。これが爲諸株は暴落し、商況は衰頹し、取引所は勿論仲買人等は何れも殆んど半休業の状態に陥つて非常な打撃を蒙つたのであります。其結果當業者は固より銀行業者其他各方面共一齊に猛然と起つて限月復舊運動を起し、遂に翌明治三十六年再び勅令の改正を見まして従前通り三ヶ月となつたのであります。時の農商務大臣平田東助氏及商工局長の木内重四郎氏等の引責辭職となつた程であります。之を第一次の限月短縮問題と稱し大正十一年の法律改正に依る短

縮及其の後の限月復舊問題と併稱されてゐるのであります。

大正十一年の大改正

政府は大正九年第四十三議會に提案して豫算を取り、取引所制度調査委員會を設置し、其答申に基いて取引所法中改正法律案を第四十四議會に提出したのであります。が時期切迫の爲め、貴族院に於て審議未了となつたので翌年の第四十五議會に再提出成立を見たのであります。

改正要點

- 一、賣買取引者の名稱、「仲買人」を「取引員」とし且當業者たりし事の資格條件を撤廢した事
 - 二、法人取引員、帝國法令に依り設立したる會社をして取引員たるを得せしめた事
 - 三、商議員會、新に取引所に商議員會を設けしめ取引所に關する重要な事項を附議させることにした事
- 商議員會は取引所役員より選舉したる商議員と取引員より選舉したる商議員とを以て組

織する事

- 四、賠償制度の變更、舊法に在りては「株式會社組織ノ取引所ハ賣買取引ノ違約ヨリ生スル損害ニ付賠償ノ責ニ任スヘシ」(舊法第二十)とあつたのを「取引所ハ農商務大臣ノ認可ヲ受ケ賣買取引ノ違約ヨリ生スル損害ニ付賠償ノ責ニ任スルコトヲ得」(同第二十二)として取引所は原則として賠償の責に任ずる所謂強制擔保制度であつたものを改正法律では農商務大臣の認可を受ければ賠償の責に任ずることが出來ると損害賠償の根本方針を變更した事
- 五、取引期間の短縮、舊法に在りては「定期取引ハ三箇月内ニ於テ取引所ノ定メタル限月ニ依ルヘシ」(舊法勅令)とあつたのを「取引所ノ賣買取引ノ期限ハ有價證券ニ在リテハ二箇月……ヲ超ユルコトヲ得ス」(同第十)とし賣買取引の最長期間を三ヶ月から二ヶ月に短縮した事
- 六、市場外の取引禁止「有價證券ヲ賣買スル市場ハ取引所ト看做シ本法ニ依ルニ非サレハ之ヲ設立スルコトヲ得ス」(同第四)「差金取引ヲ爲ス取引所類似施設ヲ爲シ又ハ其ノ施設ニ

依リテ取引ヲ爲スコトヲ得ス」(六條ノ二)の二條を新設して取引所外に於ける有價證券の
賣買取引を嚴重に取締ることにした事
七、「營業細則」を「業務規程」と改稱した事

會員組織化と限月短縮

法律の表面に現はれた改正は大體以上の如くであります。けれども多少は窺ひ知れる通り、既存の株式會社組織取引所に對し、如何にして會員組織の精神を吹き込むかに非常な苦心を拂つたのであります。従て政府當局が其手心に依つて爲し得る點に至つてはまるで會員組織の一本槍で、改正法律の實施後設立を許可された取引所は皆會員組織であり、小樽取引所の如きは従來株式會社組織であつたのを、營業年限の繼續免許に當つて株式組織では許されず、會員組織として更生することに依つて其存立を許されたのであります。擔保に就きましても従來から強制擔保制をとつて居る所には之を許しましたけれども、新しく出來た取引所は勿論新たに開始した取引についてもこれには強制擔保制を許さず、總て取引員の共同擔保制

をとらしてゐるのであります。賣買取引の期間は明治三十五年勅令改正以來の懸案でありまして取引所制度調査委員會は「賣買取引ノ最長期ヲ證券ニ在リテハ一ヶ月……」と答申し、政府は之を緩和して二ヶ月としたのであります。けれども猶當業者の反對を見越し一面に於ては斷乎として之を決定すると同時に他面に於ては將來當業者の反對に依つて再び逆戻りせんことを虞れ、従來は勅令に譲つた期間のことを此度は特に法律に規定し、出來るだけ逆戻りを困難ならしめることに努めた外、前回失敗の歴史に鑑みて急激なる實施が市場に動搖を及ぼし、反對論者に反對の口術を與へてはならぬと其の實施に三年間の猶豫を置き大正十四年四月一日からとする等細心の注意を拂つて至れり盡せりの防備をしてかゝつたのであります。當業者側は勿論極力反對を致したのであります。却々短縮論が盛んであります。貴族院の委員會に於ては「一ヶ月とすべし」と云ふ修正意見が現はれ、可否同數の結果、委員長の採決に依つて辛ふじて修正を免れた始末であります。

限月短縮の延期と復舊運動

そこで我々當業者は實施に先立て延期運動を起したのでありますが遂に聞き入れられず、愈々實施となりまして大正十四年四月一日から六十日に短縮し、二十日づきの三期制として奇数の月は五日と二十五日の二度、偶数の月は十五日一度の受渡と云ふことになつたのであります。併しながら短縮實施の結果は兎角支障が多く取引の圓滑を欠くと云ふので又復限月復舊運動を起し、昭和四年三月第四次の法律改正として元の三ヶ月に復舊して今日の長期取引となつてゐるのであります。此の爲め限月短縮と云ふ問題は再び頓挫したのであります。これと今一つ短期取引に於て當初は一箇月一回以上總決濟日なるものを設けて之を繰延の最長期限とし、此日に於ては繰延の未決濟取引を決濟すべきことになつてゐたのを實際上不便だとあつて翌年現行の如く改正されたのであります。

更に法律改正の義

先年來我々當業者は更に法律の改正を希望し、屢々政府當局に陳情したのでありますが、最近政府に於ても改正案を議會に提出することを決意したやうに、新聞紙上に報道せられて

あります。従つて來るべき第六十議會に提案の運びとなるかどうかは不明であります。何れ早晚實現を見ることであらうと期待されるのであります。而して我々當業者側から希望してゐる改正事項は可なり多岐に亘るのであります。其中政府の事務當局に於て改正の意圖を有する、傳へられる事項は左の數項であります。

改正案要綱

- 一、取引員組合に法人格を認める事
- 二、取引員は取引所の監査役たることを得る事
- 三、吞行局禁止に伴ふ處罰規定を緩和する事
- 四、取引員の支店出張所の設定を認める事
- 五、場外取引取締りに關する事
- 六、其の他

以上

勿論未だ當業者の方へ諮問（改正案を提出する場合は一應當業者に諮問する前例になつて

居り今回も提案することに決定すれば事前に諮問することと思はれますが、あつた譯でもなく單に提案したいと言つた程度でありまじやうが、我々の改正を要望した理由は大體次の通りであります。

一、取引員組合に法人格を認める事

取引所制度の發達と共に取引員の團體たる取引員組合は漸次市場取引の中心となり組合に於て賠償の制を設けて共同擔保の責に任じたり、短期取引の代行業務を行つたりするやうになり、殊に多額の賠償基金を有し種々錯綜せる法律關係を生ずべき事務を執行しつゝある以上是非一個の獨立した法人として自由の活動の出来るやうにしなければならぬと云ふのであります。

二、取引員は取引所の監査役たることを得る事

此の問題は最初の法律では認められて居つたのであります、大正三年の改正で禁ぜられたのであります。當時の理由は取引所の役員は仲買人の營業を監督する位置に居るのであるから、其者と仲買人とが兼ねて居ると云ふことは甚だ面白くない、と云ふのであ

りますけれども、監査役は取引所の業務執行機關たる理事と異なり、別個の使命を擔ふものでありますから、取引員が之を兼任したからとて何等の情弊のあるべき筈がない、と云ふのであります。

三、吞行爲禁止に伴ふ處罰規定を緩和する事

本條項も大正三年の改正で新規に加へられたものでありまして、清算取引を取引所に於て爲さずして、之を爲したと同一又は類似の計算で委託者に對し決済を爲したる場合は取引員自身の故意に出でたものは勿論假令使用人がやつた行爲でも一切取引員が處分を受けねばならぬことになつて居ります、これは甚だ苛酷に過ぐると思ふから、故意の場合と過失の場合及使用人の行爲の場合等に就て各々區別して處分するやうにして貰ひたいと希望した次第であります。

四以下の改正は政府の意圖に基くものでありまして、其中取引員の支店、出張所問題はこれ亦大正三年の改正で、吞行爲問題から之を禁止されたもので、或程度迄それを許す事に改正されるのではなからうかと思はれます。

又五の場外取引の取締に就ては政府の當局が年來苦心の存するところであつて、大正十一年の改正の際には態々之が爲め特別の條文まで設けた程であります。實際問題となると中取締の勵行と云ふことは言ふべくして容易に行はれないので、色々考究された結果これまでも内務省の所管として警察の取締に一任したものを、大藏省所管に移して稅務官吏の手に依りて勵行を期しやうと云ふにあるやうであります。場外取引と云ふことは申上ぐるまでもなく稅が主たる原因でありますから、稅務官吏の手に依りて取締の方が効果的であるかも知れません。何れの方法によるも場外取引取締りが勵行される事は勿論當業者としては喜んで居る次第であります。

東京株式取引所

東株取引所の設立

明治七年十月、政府が株式取引條例を發布するや、早速取引所の必要を認めて設立計畫をしたものがあつたのであります。時機が未だ熟さなかつたのと、仲買人の身元保證金が五百圓、賣買約定實價に對し四分の一の證據金を徴收すると云ふやうな規定があつて、殆ど實行不可能であつた爲め、此の計畫は實現を見るに至らなかつたのであります。然るに公債證書の賣買は日一日と其の數を増加し、殊に九年八月以降國立銀行が各地方に設立されて銀行紙幣發行の爲めに抵當として公債證書の需要を繁多ならしめた上に西南戰爭が始まつて公債の發行高が俄に増加したと云ふやうな次第で、これが賣買を圓滑自由ならしむべき公開市場の必要が痛感されましたので濫澤子爵を始め東京の有力な實業家十餘名が相計つて、一方には株式取引條例の改正意見を政府に具申し、他方には同志を糾合して株式取引所創立の計畫

を爲して十年十二月二十六日宛町に株式取引所創立の儀を東京府廳を経て大藏省に出願し、米商會所の規的及紐育株式取引所の規約等を参考として立案作成した定款並に申合規則を上稟、同月二十八日大藏卿より創立の允准を得ると同時に定款及申合規則は詮議の次第ありとして他日の指令を俟つべき旨達せられたのであります。

斯くて明治十一年五月、新たに株式取引所條例が公布され、大藏省は同月七日曩の出願者に對して新條例に據り更に出願すべき旨を諭達して來たので發起人等は改めて定款及申合規則を議定し、同月十日之を創立願書と共に東京府廳を経て大藏省に提出、同月十五日創立の允許を得、二十二日開業免狀を下付され明治十一年六月一日開業、同三日より賣買開始、資本金貳拾萬圓、役員は頭取小松彰、肝煎小室信夫、福地源一郎、澁澤喜作、小林猶右衛門の五氏、仲買人は全部で七十六名でありました。

開業當時賣買された物件は新舊秩祿の三國債證券のみでありましたが七月十五日より取引所株の賣買を開始し、次で金祿、起業兩國債證券並に宛町及蠣殼町兩米商會所株にも及びましたが株券の賣買は極めて少く、超えて十二年十月十四日から金銀貨の賣買を

開始しましたが或は賣買を停止し或は禁止する等の曲折を経て十六年二月最初の營業繼續免許を申請、それから十九年に至つて政府に歐米取引所の組織に倣ひブルスを設定するの議があるとなつたので市場は恐慌状態を呈したのであります。然るに翌二十年五月愈々取引所條例が發布せられまして、舊條例に據つて設定しました會所又は取引所は其の營業の満期と同時に廢滅することとなつたのであります。所謂ブルス條例と別名されたのがこれでありまして我が國取引所界に一大動搖を與へたのであります。

其の後取引所條例發布以來の懸案であつた取引所改善問題も、明治二十六年三月取引所法の發布を見て漸く解決したので新法令に依り更生の出願を爲し、同年八月五日付同年十月一日より滿十ヶ年間繼續の許可を得、次で九月七日の臨時株主總會に於て資本金貳拾萬圓を參拾萬圓に増加し、それまで百圓券であつた株式の額面を五十圓に改めた、爾來免許年限の満了毎に繼續出願を爲し、資本金も左の如く増加、以て今日に至つてゐるのであります。

東株取引所の資本金

決議年月	資本金	株主			増加株数			備考
		株主	取引員	功勞者	公募	割當		
明治十一年五月	200,000	1株	1株	1株	1株	1株	1株金額百圓	
二十六年九月	300,000	2株 = 付1株					1株金額五十圓ニ改ム	
二十九年二月	600,000	1株 = 付1株						
三十年五月	1,200,000	同上						
三十九年三月	4,000,000	1株 = 付2株	3,000					
四十年三月	11,000,000	1株 = 付8.5株	10,000	1,000				
大正六年三月	20,000,000	1株 = 付10株	9,500	500				
九年六月	50,000,000	1株 = 付10株	45,000	5,000				
十年十二月	100,000,000	1株 = 付10株	90,000	10,000			證券交換所合併 兜町ビルディング合併	

現在の東株取引所

即ち現在の東京株式取引所は資本金四千七百萬圓(内三千三百五十萬圓拂込)の株式會社組織でありまして營業年限は大正十二年十月一日より滿十ヶ年間であります。「本所ハ取引員ヲシテ有價證券ノ賣買取引ヲ爲サシムルコトヲ目的トス」(定款)と定めてありまして此の目的達成の爲めに左の市場と取引員とを置いて經營を爲して居ります。

- 一、本所ニ左ノ四市場ヲ設ク(業務規程第二十四條)
 - (一) 長期清算市場 (長期清算市場ニ在リテハ株式ノ長期取引ヲ爲スモノトス)
 - (二) 短期清算市場 (短期清算市場ニ在リテハ株式ノ短期取引ヲ爲スモノトス)
 - (三) 實物市場 (實物市場ニ在リテハ株式ノ實物取引ヲ爲スモノトス)
 - (四) 國債市場 (國債市場ニ在リテハ國債・地方債・社債及外國債等債券ノ賣買取引ヲ爲スモノトス)
- 二、本所ニ左ノ取引員ヲ置ク(定款第三十一條)
 - (一) 一般取引員 (株式ノ長期取引ヲ爲スモノトス)

(二) 短期取引員 (株式ノ短期取引ヲ爲スモノトス)
 (三) 實物取引員 (株式ノ實物取引ヲ爲スモノトス)
 (四) 國債取引員 (國債其他ノ債券類ノ取引ヲ爲スモノトス)
 斯くて次表に示す如き賣買成績を擧げて居るのであります。(昭和六年上半期自五年十二月至六年五月業績)

種目	立會日數	銘柄數	賣買高	賣一日平均高	賣買總代金	平均値段
株式	一三六	一四六	一五、一九、九六〇株	一一〇、〇八七株	一、〇一九、二四八、三五六円	六七〇・九
長期取引	一四四	一四	一九、七四四、一〇〇株	一三七、一二株	二、〇五三、四九一、〇〇四円	一四四・〇一
短期取引	一四五	四九八	二、二九、六九〇株	一四、六八八株	一八八、九六二、九六六円	八八・七三
實物取引	一四四	一	二七九、四五〇、〇〇〇円	一、九四〇、六五五円	二五八、六八四、九三〇円	九二・五七
債券			一八四、一六〇、〇〇〇株	五八四、四四四株	二四、一五八、五〇四円	一四三・五三
長期取引						
國債						
地方債						
地方債						

社債	實物取引	國債	外債	地方債	社債
一四五	三二	三二	二一	六三	一八九
一五七、一七四、一〇〇円	一、〇八三、九九九円	四、一三八磅	三、〇三三、〇〇〇株	九三、八〇〇円	九、五五六、三九〇円
一四六、六八四、一四五円	一、〇八三、九九九円	五、五〇九、八一〇	三、〇三三、〇〇〇株	九三、八〇〇円	九、五五六、三九〇円
九二・三三	九二・三三	六、三五七、四〇七	三、〇三三、〇〇〇株	九三、八〇〇円	九、五五六、三九〇円
九二・三三	九二・三三	二、〇三三、〇〇〇株	三、〇三三、〇〇〇株	九三、八〇〇円	九、五五六、三九〇円
九二・三三	九二・三三	二、〇三三、〇〇〇株	三、〇三三、〇〇〇株	九三、八〇〇円	九、五五六、三九〇円

(註) 平均値段ハ株式ハ壹株、債券ハ額面壹百圓ニシテ英貨債壹百磅、佛貨債五百法、米貨債壹百弗
 額面ノ平均トス

現在の役員と商議員

現在東株取引所の役員と商議員は左の通りであります。

- 役員
- 理事長 岡崎 國臣 監査役 關谷 兵助
 - 理事 長 岡崎 國臣
 - 常務理事 長 滿 欽 司 同 窪田 四郎
- 東京株式取引所

常務理事兼
支配人

三上良兼

相談役 江口駒之助

理事

藤山雷太

男爵 郷誠之助

同

織田昇次郎

同

前田二平

同

松本孫右衛門

理事兼
市場監督

高橋正衛

商議員

取引所より選出せる者

會長 長滿欽司

總代 前田二平

總代 三上良兼

一般取引員より選出せる者

副會長 德田商會 德田昂平

短期取引員より選出せる者

總代 小布施新三郎

副會長 沼間敏朗

總代 中島政治郎

同 田口重一

同 藍澤彌八

町澤政治郎

船橋理三郎

金萬證券 南波禮吉

山田平次郎

鈴木圭三

大澤龍次郎

丸水渡邊商會 渡邊善十郎

實物取引員より選出せる者

國債取引員より選出せる者

副會長 片岡辰次郎

副會長 山一證券 杉野喜精

總代 遠山芳三

總代 大島三橋

同 今井安太郎

同 望月乙彦

吉田伊太郎

遠山元一

武田次七

取引所に於ける賣買取引者

一 取引員又は會員

賣買は取引員又は會員の特權

取引所に於て賣買取引を爲す者は所屬取引員若は所屬會員に限られて居ります。法律は「會員組織ノ取引所ニ於テハ其ノ取引所ノ會員ニ限り又株式會社組織ノ取引所ニ於テハ其ノ取引所ノ取引員ニ限り賣買取引ヲ爲スコトヲ得」(法律第六條)と規定し取引員若は會員でなければ取引所に於て賣買取引を爲し得ないことを明かにして居ります。従て一般の人々は取引員なり會員なりに委託し其の手を経るにあらざれば取引所に行つて賣買取引をすることは出来ないのであります。然らば會員若は取引員とは如何なる地位身分のものであるかと云ふに、

取引員若は會員たるの資格

法律は先づ第十一條に於て會員又は取引員となり得べき者の資格要件を自ら規定すると同時に第十五條の二の第一項に於て「取引所ハ其ノ定款ヲ以テ會員若ハ取引員トナルニ必要ナル條件ヲ定メ又ハ其ノ員數ヲ制限スルコトヲ得」と規定してゐる。法定要件としては取引員若は會員の資格に對して嚴重なる制限を設け

(イ)帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リ設立シタル會社ニ非サレハ取引所ノ會員又ハ取引員トナルコトヲ得ス(第十一條第一項)

(ロ)無能力者、復權セサル家資分散者及破産者並ニ本法ニ依リ除名セラレ除名ノ日ヨリ五ケ年ヲ經過セサル者ハ會員トナルコトヲ得ス(同條第二項)

(ハ)懲役若ハ重禁錮一年以上ノ刑ニ處セラレタル者又ハ刑法第二編第十六章乃至第十九章第二十三章第三十五章乃至第三十九章、舊刑法第二編第四章第一節乃至第五節第二節第六十條乃至第二百六十二條第八章第九章第三節第三編第二章第一節第二節第四節乃至第六節、通貨及證券模造取締法、明治三十八年法律第六十六號、紙幣類似證券取締法、印紙犯罪處罰法、商法第二百六十一條、明治二十三年法律第三十二號、商法第三編第

九章、同年法律第百一號、保險業法第九十八條ノ三若ハ本法第三十一條乃至第三十二條ノ五ノ規定ニ依リ刑ニ處セラレタル者ニシテ刑ノ執行ヲ終リ又ハ刑ノ執行ノ免除ヲ得タル日ヨリ五ケ年ヲ經過セサル者ハ取引員トナルコトヲ得ス前項ニ該當スル者亦同シ(同條第三項)

(ニ)合名會社、合資會社又ハ株式合資會社ニアリテハ其ノ無限責任社員ノ全員カ帝國臣民タルモノ、株式會社ニアリテハ其ノ資本ノ半額以上及議決權ノ過半數カ帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リ設立シタル法人ニ屬シ其ノ取締役其ノ他ノ業務ヲ執行スル役員ノ全員カ帝國臣民タルモノニ非サレハ會員又ハ取引員トナルコトヲ得ス無限責任社員又ハ取締役其ノ他ノ業務ヲ執行スル役員中前二項ニ該當スル者アル場合亦同シ(同條第四項)と規定して居ります。又

會員前條第一項、第二項又ハ第四項ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ取引所ヨリ脱退ス(第十一條ノ第二項) 商工大臣ハ不正ノ手段ニ依リ會員トナリタル者又ハ前條第一項、第二項若ハ第四項ニ

該當スル者ニシテ會員トナリタル者アルコトヲ發見シタルトキハ之ヲ除名シ又ハ其ノ取引所ヨリ脱退セシムルコトヲ得(同條第二項)

取引員前條第一項、第三項又ハ第四項ニ該當スルニ至リタルトキハ免許ハ其ノ効力ヲ失フ(同條第三項)

商工大臣ハ不正ノ手段ニ依リ取引員タルノ免許ヲ受ケタル者又ハ前條第一項、第三項若ハ第四項ニ該當スル者ニシテ免許ヲ受タル者アルコトヲ發見シタルトキハ之ヲ除名シ又ハ其ノ免許ヲ取消スコトヲ得(同條第四項)と規定し不正な者に對しては制裁を加へることにしてあります。

取引員若は會員となる手續

取引員に就ては取引所法は免許制度を取り「取引員トナラムトスル者ハ政府ノ免許ヲ受クヘシ」(第十條)と規定してあるのを手始めに、同施行規則、商務局長通牒、取引所の定款等に夫々詳細な規定がありますが、順序として先づ取引員組合に申込み、その取引所の當該營業

部類に属する取引員二名以上の紹介を以て取引員営業免許出願に必要な書類を添附し、之を取引所に提出する。取引所は商議員會に諮問した上これに意見書を添附して商工大臣に差出す。取引所に定員制の設けある場合には欠員のある場合でなければ自然手続きを運ぶことが出来ない。斯くて取引所が免許状の送附を受けたときは其の旨を本人に通知し、その日から十五日以内に本人から免許料三百圓に相當する収入印紙を貼用した請書及身元保證金を差出さしめた後免許状を本人に交付する。若し右の期間内に差出さない場合は免許は其の効力を失ふ。又右の請書は取引所から商工大臣に差出すのであります。

會員に就ては法令に何等の規定もないから總て定款の規定に據る譯であります。

取引員の資産

取引員（以下「又は會員」を省略することあるべし）は最低一萬圓以上の身元保證金を免許と同時に取引所へ納めねばならぬから無論無資産者ではなれません。「身元保證金ノ額ハ定款ヲ以テ定ムベシ」（令第）となつて居りまして東京株式取引所の定款には第三十三條に次の如

く定められてあります。

- | | |
|-----------------------|------|
| 取引員の身元保證金ハ左ノ額ヲ下ルコトヲ得ス | |
| 一般取引員 | 拾五萬圓 |
| 短期取引員 | 拾萬圓 |
| 實物取引員 | 參萬圓 |
| 國債取引員 | 參萬圓 |

此外にシート料が一般取引員七萬五千圓、短期取引員二萬五千圓、それに短期取引員の方は共同積立金の割前として約六萬圓を組合に拂込まねばならぬ。尤も身元保證金は未だ三萬六千圓しか拂つて居らぬがそれでも十二萬圓以上の金が必要であります。故に東株では一般取引員となるには少くも五拾萬圓（一口に百萬圓と稱されては居るが）短期取引員となるにも三十萬圓以上なければ免許も得られまいし開業は出来ないであります。

東株取引員の定員と權利金

東京株式取引所では定款第三十二條に「取引員ノ員數」は

- 一、一般取引員 ニ付テハ 八十一人
- 二、短期及實物取引員 ニ付テハ 各百人
- 三、國債取引員 ニ付テハ 五十人

兼業者ハ其ノ員數ニ算入セス

と規定してあります。本年拾月末現在員は一般取引員六十八名、内法人取引員九名、短期取引員五十四名、兼業六十四名、實物取引員は専業者一人もなく一般側の兼業六十三名、短期側の兼業五十名、國債取引員七名、一般側の兼業四十名であります。斯く其取引員も定員に充たないのでありますからシート料とか権利金とか云ふものがあるのは理窟に合はぬ話であります。これは近年經濟界が不況の結果でありまして景氣の好い時代には定員一杯で、取引員のシート料は十數萬圓もしたことがあります。短期取引員は不況になつてから置かれたもので最初の定員は二百人であつたものを現在員數と餘りにかけ離れてゐて、一寸定員一杯になる見込みもないところから後に半數の百人に減じたものであります。然るに猶且

つシート料の生じてゐるのは一般取引員側がいくら以前高い値で買取つた因襲に依つて短期取引員組合が七萬五千圓の保障をしてゐると、一般側に對して一人三萬圓づゝの清算取引參加料を支拂ふことになつてゐたので是亦組合で二萬五千圓のシート料を保障することにしたのであります。

二 取引員の種類

法人取引員と個人取引員

大正十一年の法律改正前は「帝國臣民ニ非サレバ取引所ノ會員又ハ取引員トナルコトヲ得ズ」と定めて自然人たる帝國臣民だけに限られてゐたのであります。が「帝國臣民」の次ぎに「又ハ帝國法令ニ依り設立シタル會社」に非ざればと會社即ち法人が加へられて茲に自然人の外に法人の取引員が認められることになつたのであります。従つて從來の業種別の外に取引員に自然人と法人の二種類があることになつたのであります。尙取引員となるには其の營

業部類に属する商業に二ケ年以上（會員は一ケ年以上）従事した者でなければ出願資格が無かつたが其の後の改正で業歴の條件は會員だけになり更に此時の改正で全部撤廃されたのであります。自然人たる個人取引員即ち普通の取引員に就ては繰述した通りであります。法人取引員に就ては先づ出願の際、「會社ニ在リテハ定款、貸借對照表、財産目錄、株主名簿及役員ノ履歷書ヲ添付」（第八條）と規定されて有るし、自然人と違つて會社の生命は無限であつて何う中味が變らぬものでもない、そこで法令には何の規定もないが東株では「法人取引員ニシテ取引所ノ取引ヲ擔任スル無限責任社員、取締役其ノ他ノ業務ヲ執行スル役員ヲ變更セムトスルトキハ本所ノ承認ヲ受クヘシ」（定款第三）と定め會社たる取引員はその無限責任社員、取締役其ノ他業務ヲ執行する役員の中から取引所の取引を擔任する者一名を定めて取引所の承認を受くべく、取引擔任者が其の職務を行ふに支障あるか、又は取引擔任者たる資格を失つたときは會社たる取引員は新たに取引擔任者を任命し、取引所の承認を受けるまでは賣買取引を爲すことを得ないことになつて居ります。

一般取引員、短期取引員、實物取引員、國債取引員

これは従事する賣買取引の種類に依つて類別されたもので一般取引員は株式の長期取引を専業とするも理事長の承認を受け無條件で以て短期、實物、國債各取引員を兼ねることが出来る。其の他短期取引員は株式の短期取引、實物取引員は株式の實物取引、國債取引員は國債、地方債、社債及外國國債等債券の賣買取引を爲すもので理事長の承認を受ければ短期取引員は實物と國債を又實物取引員と國債取引員とは相互に兼ねることが出来るのであります。短期取引員が實物取引員を兼ねる場合以外は各別に身元保證金を納めることになつて居ります。これが爲め東株に於ては一般取引員で短期、實物、國債の各取引員を兼ねて居る者は可なり澤山ありますが短期取引員で國債を兼ね又國債取引員で實物を兼ねて居る者は一名もない状態であります。

三 取引員の義務

取引員の營業に關しては取引所から種々の制限を受けるのであります。左に其の主要を列記して見ます。

- 一、營業所は取引所の定めた区域内に設けねばならぬ、但し特別の事情があつて取引所の承認を受ければ差支へない(業務規定)
- 二、又本店以外に支店、出張所、取次所の如き類を設けて同一取引所の賣買取引の取扱を爲す場所とすることは出来ぬ(法律十二條ノ四)
- 三、取引所の承認を受けて商號及記號を定めねばならぬ(同條)
- 四、取引所から交付する看板を其の營業所に掲げねばならぬ(同條)但し營業停止中は外さねばならぬし賣買取引も出来ぬ(同條)
- 五、取引員の爲す受託契約は取引所の定款、業務規程、及取引員組合の受託契約準則に従はねばならぬ、尤も強行規定に反せない範圍に於て別段の契約を爲すことは差支へない(同條)

- 六、取引員は取引所の定めた帳簿を使用せねばならぬし此の帳簿は十年間保存せねばならぬ(同條)又取引所に於て必要ありとするときは右の帳簿其の他の書類を提出して説明せねばならぬ(同條)
- 七、取引員が廣告をする場合は自己の氏名商號又は記號を以てせねばならぬし自己以外の使用人名其の他を併記することは出来ぬ(同條)
- 八、市場代理人を置くときは取引所の承認を受けねばならぬ(同條)
- 九、法律の規定に依り取引員となり得ざる者、及取引員を除名されて後五ヶ年を経過せざる者は使用人と爲すことが出来ぬ(同條)
- 十、取引員の資格を失つたときは免許狀及看板を遲滞なく取引所に返さねばならぬ(同條)
- 十一、取引員は其の營業部類毎に其の全員を以て取引員組合を組織せねばならぬし、此の組合の外に類似の組合なり團體なりを設けることは出来ぬ(同條)
- 十二、取引員次の各項の一に該當するときは除名其の他の處分を受ける(定款第三條)

(一) 受渡を履行せざるとき

除名

(二) 身元保証金、賣買取引金、賣買差損金其他の計算金、賣買手数料、繰延料若は取引税を納入せざるとき又は附帯業務に因る債務の履行を爲さざるとき、

除名、一ヶ月以上營業停止又は一ヶ月以上の營業停止と過怠金

(三) 身元保証金若は賣買取引金に付裁判所より差押命令、假差押命令若は假處分命令の送達を受け又は租税滞納處分若は其の例に依り差押を受けたる場合に於て取引所の指定期間内に相當の金額を納入せざるとき

同上

(四) 不穩當の賣買を爲し委託者に對し契約の履行を怠り其他營業上不信の行爲を爲し取引員間の秩序を紊し取引所の業務若は取引員の營業を妨害し其他取引員の體面を毀けたりと認むべき者

過怠金、營業停止、過怠金及營業停止又ハ除名

(五) 他人に其の名義を貸與し又は正當の事由なくして二月以上に涉り賣買取引を爲さず若は賣買取引極めて僅少にして之に準ず

同上

と認むべきとき

(六) 自己の所有に屬せざる有價證券を以て身元保証金に代用したるとき、又は身元保証金の返還を受くべき權利を他人に讓渡し讓渡の豫約を爲し若は擔保の目的に供したるとき

營業停止、過怠金及營業停止又ハ除名

(七) 前各項に掲げたる外取引所に關する法令、定款又は業務規程に違反したるとき

過怠金、營業停止、過怠金及營業停止又ハ除名

(八) (二)若は(三)に依り營業停止を命ぜられたる者にして取引所の指定期間内に相當の金額若は物件を差入れざる時又は(四)乃至(七)に依り營業を停止せられたる者にして遲滞なく其の違背の事實を阻却するに適當なる處置を爲さざるとき

除名

(九) 過怠金を課せられたる者にして指定期間内に納入せざるとき 同上
其他取引員は自己の計算を以てすると他人の計算を以てするとを問はず、取引所に對しては其の賣買取引の一切の責任を負ふことになつてゐる(法第十)これは一面取引の確實を期すること

とが出来ると同時に何人が賣買の本尊なのであるか取引所は一切關係せず、唯取引員をさへ見て居れば宜いことになつて居るのであります。

以上の如く取引員には幾多の嚴重な取締規則がありますから、一朝相場の急激な變動に際會した場合、萬一客から損害を與へられるやうな事があつても、取引所に對しては絶體に其責は免れる事は出来ないであります。

四 取引員と現物屋

株の賣買を營業とすることに於て取引員も現物屋も酷似して居りますけれども、取引員になるには今まで屢々述べた如く幾多の條件なり制限なりがあつて誰でもなれると云ふ譯には行かぬ。第一に其の取引所の取引員二名以上の紹介がなければならぬし商工大臣の免許をも得なければならず、取引所は意見書を附することになつてゐるから是とて免許を得られるやうな意見書を附して貰ふだけの適格者でなければならぬ。第二に相當の資産がなければならぬと云ふやうな始末で、是等の關門をパスするだけの資産信用を有たねばならぬのであります。

すが、現物屋となりますと斯うした何等の制限を受けず、店舗を開くに必要な資力さへあれば出来るのである。あたりまへなら株式会社でも經營しやうと云ふ程の者であるれば賣買取引の自由な、轉賣買戻に依る差金決済と云ふ妙味のある取引員になるのが當然であるのにそれにならないのは現物屋の大部分は何等かの支障があつて免許を得られぬからならぬのだと觀て大過はないと思ふ。況や「何人ト雖取引所ノ賣買取引ノ委託ノ代理、媒介又ハ取次ヲ營業ト爲スコトヲ得ズ」(法第百一十條ノ四ノ第二項)と規定されてあつて即時交換的に店頭に於て現株の賣買することは差支へないが一步を清算取引へ進める段になると現物屋にはやれぬのだし若しやれば違法であり、違法を取えてするやうならば信用は出来ぬと云ふ結論になるのであります。

五 取引員の店舗と其の組織

營業の組織

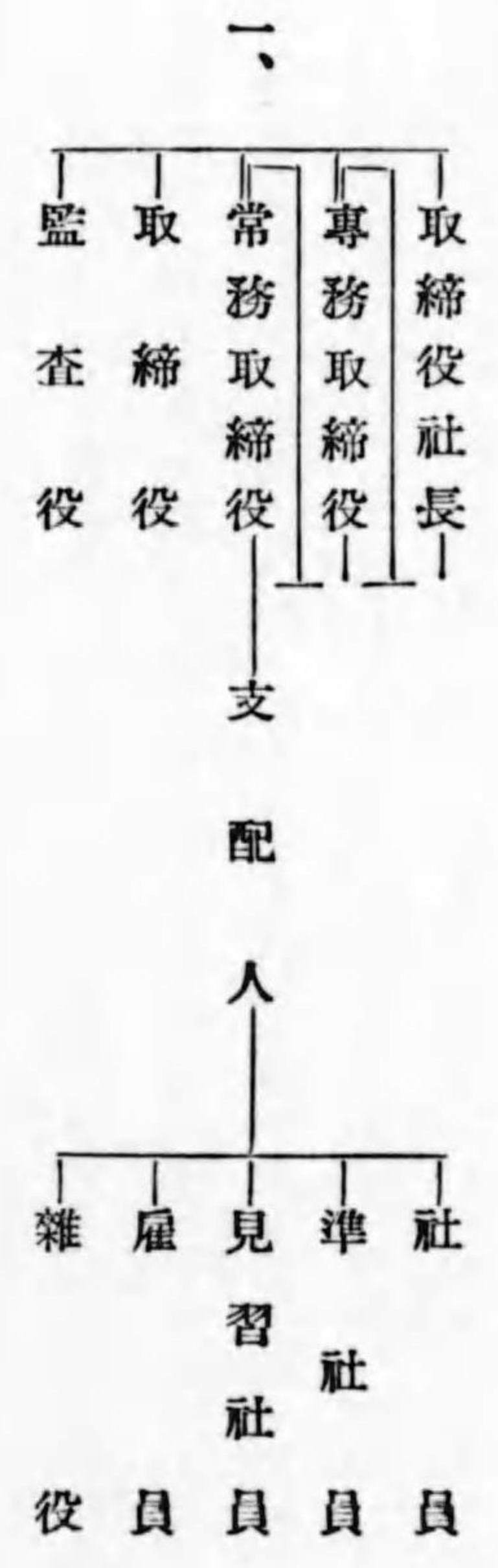
取引員は取引所の指定する區域内に營業所を設けねばなりませんから營業所即店舗を有たなければならぬのであります。又營業を爲す上に於ての組織は大體共通して居る様であります。

取引所に於ける賣買取引者
 突

す。法人即會社と個人商店とで店の構成を異にしますことは申すまでもありませんが主人、支配人、清算部、現物部、會計、清算部に長期、短期、それから客係、市場係、其の他調査部等を設けてるところもあります。

組織の一例

徳田商會を例に取りますと私共は株式會社で法人取引員でありまして不肖が社長として代表者になつて居ります。



二、代表者



三、各部長各課長及各係長は左の役職員を以て是に充てる。

取引所に於ける賣買取引者

部長 取締役、支配人 課長、係長 社員

右の各部各課及各係の全部に夫々部長課長係長等の専任者が居る譯ではありませんが、大體一、の人員を以て二、に於ける役割を勤める譯でありまして、社長の統轄の下に各部長は其の部に於ける一切の事務を處理し、各課長は部長の命を受けて其の課の事務を主宰する又各係長は部長又は課長の命を受けて分擔事務を掌ることになつて居ります。

取引員の店舗と市場の連絡

立會中の市場は店舗の延長とも見るべきものでありますから、各取引員は店主自身若くは其の代理人が助手として幾人かの店員を引伴れて立會開始前から市場へ出かけ賣買取引をすると同時に店員をして店と市場との連絡を取らしめる。此の外店と市場の間には直通電話があつて、ひつきりなしに刻々の状態を電話し合ふし、取引所へは中央電信局から係員が特派されてツッカー（電信機）で以て取引員の店へ出來値を報知する。各店には受信機が振付けられてあつて自然に現字紙がカチ／＼繰出されて銘柄毎に其の出來値が記號と數字で記さ

れて出る。

尙取引所の電信係の出張室には大阪との直通電話があつて大阪株式取引所の状態は刻々知り得るやうに出來てゐるし、放送局との間にも直通電話があり、此の電話で通知する市況が日に何回となくアナウンサーを通じて全國にラヂオで報導されるのであります。

六 取引員組合

取引員組合の種類

取引員が組合を作るべきことは各取引所に於ける業務規程が明文を以て之を規定して居ります。尤も會員組織の取引所は會員が寄合て取引所を組織してゐるのでありますから取引所と別個に組合を作る必要がない譯であります。東株取引所の業務規程には其の第十四條に「取引員ハ營業部類毎ニ其ノ全員ヲ以テ取引員組合ヲ組織スベシ」とありまして只今四つの組合があります。即ち（一）一般取引員組合、（二）短期取引員組合、（三）實物取引員組合、

(四) 國債取引員組合であります。而して是等の組合の構成、目的、資産及業務等に關する事項は夫々各組合同規約の定むるところでありまして、特に其の構成は當該營業部類に屬する取引員の全員で當該取引員は必ず組合に加入しなければならず、又新たに取引員の免許出願を爲す向きは先づ組合に加入の承認を受けた上でなければ願書を取引員に提出することが出来ぬ。何となれば「取引員トナラムトスル者ハ政府ノ免許ヲ受クヘシ」(法第百一十條)「取引員ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ其ノ願書ニ……履歷書及資産調書ヲ添付シ取引所ヲ經由シテ之ヲ商工大臣ニ差出スヘシ」(規則第八條第一項)「取引員トナラムトスル者ハ……本所取引員二名以上ノ紹介ヲ要ス」(東株定款)とあつて政府の免許を受けることが絶対條件であります但同时に其の順序として取引員二名以上の紹介がなければならぬのでありますから組合加入の承認を受けると云ふことが前提條件中の前提條件となる譯であります。組合には組合の意思決定機關として組合總會があり、事務執行機關として組合役員即ち組合員の互選する委員より成る委員會及委員の互選する正副委員長、組合の事務を掌る爲に書記長、書記及其他が置いてあります。

一般取引員組合

東株の一般取引員組合は明治二十六年十月一日取引所が取引所法の制定發布を見て更生した時に同時に組織されたのであります。以前は法律用語に従て取引員組合とは言はず取引員の名稱が仲買人と呼ばれ居つたので仲買人組合と稱したのであります。然るに大正十一年取引所法の改正で舊來の仲買人は取引員と改稱する事になりましたので、自然組合の名稱も仲買人組合から取引員組合と改める事になつたのであります。當組合初代の委員長は加東徳三氏で明治廿六年十月一日から廿七年三月二日まで在任、二代目が山口卯之助氏で同月十二日から三十一年九月八日まで、それから小布施新三郎氏(先代)半田庸太郎氏復た山口卯之助氏次に復た小布施新三郎氏と次ぎ々に歴任、明治四十年十二月の東株臨時株主總會に於て定款の改正が行はれ、普通仲買人の外に新たに直取引員仲買人と云ふものを置き四十一年一月から直取引の擴張を見ましたので組合の方でも同年三月仲買委員の外に直取引委員を設けたのであります。四十四年直取引の廢止と同時に直取引委員をも廢止し且つ仲買委員を

組合委員と改稱、其の間委員長は小布施新三郎氏から四十一年十二月渡邊對三氏に更り、大正三年三月渡邊氏の退任で同四月小池國三氏、五年二月南波禮吉氏、九年三月吉川正夫氏、同六月再び南波禮吉氏、十一年四月杉野喜精氏各就任、此年六月組合規約の改正で全委員の資格喪失し三十日改選の結果沼間敏朗氏當選、十三年六月二十八日不肖徳田昂平當選の榮を得て今日に到つたのであります。今規約の概要を申し上げますと、

一般取引員組合規約(概要)

- 一、目的、本組合ハ組合員間ノ親睦ト秩序トヲ保持シ營業ノ改善進展ヲ圖ルヲ以テ目的トス(第三條)
- 二、加入、新ニ一般取引員トナリタル者ハ其ノ免許ト同時ニ本組員ニ加入スルモノトス(第五條)
- 三、加入金、本組合ニ加入スル者ハ加入金トシテ金壹千圓ヲ組合ニ納付スルモノトス(第六條)
- 四、總會、組合員定時總會ハ毎年六月及十二月委員長之ヲ招集シ半期間ノ組合事務及會計ノ報告ヲ爲スモノトス、臨時總會ハ委員長ニ於テ必要アリト認ムル中又ハ組合員四分ノ

一以上ヨリ會議ノ目的及其ノ招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ提出シテ總會招集ノ請求アリタルトキ委員長之ヲ招集ス(第十七條)

五、決議事項、左ノ事項ハ組合員總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス(第二十三條)

- 一、重要ナル財産ノ管理及處分又ハ預金保管ノ方法
- 二、借入金
- 三、委託手数料率ノ變更
- 四、受託契約準則ノ變更
- 五、前各號ノ外特ニ重要ナル事項
- 六、役員、本組合ニ委員十名ヲ置キ組合員中ヨリ之ヲ選舉ス委員ハ五選ヲ以テ委員長及副委員長各一名ヲ定ム(第二十五條)
- 七、市場代理人、組合員市場代理人ヲ定メ取引所ノ承認ヲ得ムトスルトキハ委員長ヲ經由スルコトヲ要ス其ノ解任及死亡ノ届出ニ付亦同シ(第四十條)

- 八、委託、組合員ハ不正ノ手段ヲ以テ賣買取引ノ委託ヲ受ケルコトヲ得ス（第十條）
- 九、經費、本組合ノ經費ハ組合員平等ニ負擔ス（第四十七條）
- 十、規約違反、組合員本規約ニ違反シ本組合ノ秩序ヲ紊亂シ又ハ組合員タル體面ヲ毀損スル行爲アリタルトキハ委員長ハ委員會ノ決議ヲ經取引所ノ承認ヲ得テ五百圓以上五百圓以下ノ過怠金ニ處ス（第五十二條第一項）

短期取引員組合

大正十一年の改正取引所法は有價證券の賣買期限を「二ヶ月ヲ超ユルコトヲ得ス」と規定し且つ取引所稅法は「甲七日以内ノ期限ヲ以テ履行期ト爲スベキ取引ニ屬スルモノ、乙其ノ他ノモノ」と區分し所謂短期取引の開始を認容することとなつたのであります。茲に於て各取引所とも此の短期取引の開始が問題となり、東京に於ても一つの懸案となつて居りましたところ、十三年五月に至りまして漸く準備が出来、取引所は先づ定款業務規程の改正を行ひ、次で短期取引員を新設して同年六月一日から愈々短期取引の開始を見ることとなりましたの

で茲に短期取引員組合の組織が成り、市場開始の前日現沼間敏朗氏が初代の委員長に就任、引續き重任又重任して今日に至つてゐるのであります。組合の態様は大體一般取引組合と同様でありますが短期取引は取引所の強制擔保を避けて組合員の自治に依り組合の共同擔保制を採ることになつて居りますので此點一般取引員組合と異なるところであります。

短期取引員組合規約（一般取引員組合ニ）

- 一、目的
- 二、加入
- 三、加入金 長期に同じ
- 四、賠償基金、組合員ハ組合員間ニ於ケル賣買上ノ損害ヲ共同的ニ賠償スル基金トシテ一人金五千圓ヲ組合財産中ニ提供スルコトヲ要ス（第七條）
- 五、共同積立、組合員ハ前條ノ目的ノ爲メ各其ノ賣買毎ニ組合委員會ノ定ムル率ニ依り共同積立金ヲ爲スモノトス（第八條）
- 六、納付金、新ニ本組合ニ加入スル者ハ加入金及賠償基金ノ外加入當時ニ於ケル共同積立金及組合財産ノ狀況ニ依り組合委員長ノ指定スル金額ヲ組合ニ納付スルコトヲ要ス（第九條）
- 七、持分ト擔保、組合員ハ組合ニ於ケル積立金及組合財産ニ對スル自己ノ持分ヲ他ニ讓渡シ

譲渡ノ豫約ヲ爲シ又ハ擔保ノ目的ニ供スルコトヲ得ス(第十條)

八、賣買取引、組合員相互間ニ於ケル賣買取引ハ總テ取引所短期清算市場ニ於テ之ヲ行フモノトス(第五十六條)

九、不誠實ノ取引者、自店ノ取引者ニシテ不誠實ノ行爲ヲ爲ス者アリタルトキハ組合員ハ其ノ住所氏名及事由ヲ詳記シ組合委員長ニ申告スベシ(第十八條)

十、損害賠償、本組合ハ組合員カ取引所ニ於テ違約處分ニ付セラレタル場合ニ於テ取引所ノ損害填補ノ外尙被違約者ニ損害アルトキハ組合委員會ノ決議ニ依リ違約者ニ代リ其ノ損害ノ全部又ハ一部ヲ賠償スルモノトス前項ノ賠償金ハ各被違約者ノ損害額ニ按分ス(第六十二條)

十一、役員、本組合ニ委員十二名ヲ置キ組合員中ヨリ之ヲ選舉ス(第三十二條)
組合委員ハ互選ヲ以テ左ノ役員ヲ定ム、組合委員長一名、副委員長一名、會計委員二名(第四十一條)

但組合委員ハ專業取引員ヨリ六名兼業取引員ヨリ六名ヲ選舉スルコトノ内規ニナツテ居ル

實物取引員組合

時勢の進歩に伴ひて現物取引勃興の氣運が昂り、大正七年八月取引振興の目的を以て現物取引組合の成立を見、九月には相對賣買の方法に依る現物市場を開設するに至りまして以來證券界の趨勢は定期取引の利用と共に益々此の種の取引の發達を助長し大正十年十二月東株取引所では定期の變更を行つて現物仲買人の設置を規定し、更に十一年八月改正法律の實施に伴ふ定期の變更に依り之を現在の如く改稱するに至つたのであります。之を動機に回顧者相踵ぎ僅に半歳ばかりにして專業九十餘名を算し、兼業亦七十八名の多き上つて大に面目を改めたので實物取引員組合を組織することになり、沼間敏朗氏が初代の委員長に就任、十三年片岡辰次郎氏が代つて引續き重任今日に及んで居ります。組合の態様は一般短期等と略々同様でありまして僅少の差違を見るのであります。

實物取引員組合規約(他組合と重複する所を略す)

一、加入金、一般ト短期ハ共ニ千圓デアルガ本組合ハ五百圓(第六條)

二、違約損害填補充當金、組合員ハ組合員間ノ違約損害填補ニ充ツル爲メ一人金五千圓ヲ組合ニ提供スルコトヲ要ス(第七條)

尙以上ノ目的ノ爲メ左ノ積立金ヲ爲スモノトス(第八條)

一、個人積立金、組合員ハ毎月金貳拾圓宛ヲ組合ニ納付スルモノトス

二、共同積立金、組合員ハ其ノ賣買取引ニ對シ賣付又ハ買付毎ニ委員會ノ定ムル率ニ依ル金額ヲ納付スルモノトス

三、役員、本組合ニ委員十名ヲ置キ組合員中ヨリ之ヲ選舉ス、委員ハ五選ヲ以テ委員長、副委員長各一名ヲ定ム(第三十二條)

委員ハ五選ヲ以テ二名ノ會計委員ヲ定メ會計ニ關スル事務ヲ處理セシム(第四十六條)

但委員ハ專業取引員ヨリ五名兼業取引員ヨリ五名選舉スル内規ニナツテ居ル。

國債取引員組合

本組合も大正九年創立當初は國債仲買人組合と呼んだのでありますがこれ亦大正十一年の

法律改正で斯く改稱することになつたのであります。國債取引は別項の如き事情の下に開始されたので少しく他の組合と趣きを異にしてるところがあるのであります。即ち專業取引員が中心になつて居りますので委員の數も專業者側の方が多く、それに委員長は日本銀行等の意嚮に基いて常に專業者側からのみ推す申合せになつて居ります。初代の委員長は片山繁雄氏で大正九年九月二十日就任、次ぎが彌永克己氏、天宅敬吉氏、松本弘造氏、それから現在の公森太郎氏であります。

國債取引員組合規約概要(傳組合と重複す)

一、組合員、國債取引員トナリタル者ハ其ノ免許又ハ承認ト同時ニ加入金及其ノ前月末ニ於ケル共同擔保基金ノ組合員一人平均額ヲ組合ニ納付シ本組合ニ加入スルモノトス(第七條)

因ニ六年八月末現在一人平均額ハ約壹萬參千圓。

二、組合委員、本組合ニ組合委員九名ヲ置ク(第二十八條)

三、委員ノ數、組合委員ハ毎年十二月連記無記名投票ヲ以テ組合員中ヨリ選舉ス但シ組合委員ノ中五名ハ國債專業取引員中ヨリ四名ハ國債兼業取引員中ヨリ選舉スルモノトス(第二十

九條

- 四、加入金、本組合ノ加入金ハ金五百圓トス(第四十條)
- 五、經費、本組合ノ經費トシテ組合員ハ月額金貳拾圓ヲ毎月廿五日迄ニ組合ニ納付スルモノトス但シ加入又ハ脱退ノトキハ即時其ノ月額ヲ徴收ス(第四十一條)
- 六、賣買取引、組合員相互間ニ於ケル賣買取引ハ總テ國債市場ニ於テ之ヲ行フモノトス(第四十五條)
- 實物取引ノ成立セザル物件ニ對シ必要アルトキハ組合委員會ニ於テ時價ニ相當スル實物氣配ヲ定ムルモノトス(第四十八條)
- 七、共同擔保、擔保基金、積立、損害賠償(省略)積立金ノ額カ一人六ヶ月金三百圓ニ滿タサルトキハ其ノ額ニ達スルマテノ不足額ヲ五月末及十一月末ニ於テ組合ニ納付スルモノトス(第五十二條)

現在取引員組合委員

現在取引員組合委員は左の通りであります。

一般取引員組合

- 委員長 徳田 昂平
- 副委員長 堀川 忠三郎
- 委員 遠山 元一
- 上田 厚吉
- 林 莊治
- 吉川 兵次郎
- 山中 清兵衛
- 町澤 政治郎
- 鈴木 由郎

短期取引員組合

- 委員長 沼間 敏朗
- 副委員長 平野 長藏
- 委員 上田 辰卯
- 中村 貫一郎
- 荒城 誠二郎
- 松井 房吉
- 山中 清兵衛
- 小林 光次
- 田崎 次郎作

取引所に於ける警買取引者

鈴木隆

三

島安次郎

松崎九一郎

藍澤彌八

國債取引員組合

委員長 公森太郎

副委員長 望月乙彦

委員 菊地鈴太郎

渡邊善十郎

小平三郎

遠山元一

大島三橋

杉野喜精

瀬尾昭

實物取引員組合

委員長 片岡辰次郎

副委員長 今井安太郎

委員 久保田正治

中澤定治郎

綾部金藏

成瀬省一

久保田幸三郎

野崎乙吉

清水留五郎

内田茂吉

書記長 森孫一

取引に於ける警買取引者

三

取引所の賣買物件

物件の具有すべき性質

取引所に於て賣買される品物には色々の條件があります。例へば先づ耐久性を有すること即ち直ぐに腐敗したりなどは困る、それから大量に存すること、之も僅かな資金で直ぐ買占められるやうなことでは困る。第三には代替性を有すること、何れの品を引渡しても同種類の物ならば差支へないことである。第四には相場に變動のあるものたること、相場に變動がなければ賣買取引に興味がないから自然賣買される率が少くなる譯であります。

上場手續

有價證券と商品とは多少異なります。茲では主として有價證券だけに就て申上げることいたします。取引所法は其の第十二條に「取引所ハ清算市場ニ上場セムトスル有價證券ノ

各銘柄ニ付商工大臣ノ認可ヲ受クヘシ但シ國債證券及地方債證券ニ付テハ此ノ限ニ在ラス」又第十九條に「取引所ハ商議員會ヲ常置シ左ニ掲クル事項ヲ諮問スルコトヲ要ス」として其の第五號に「上場物件ノ銘柄ノ決定又ハ廢止」と規定し上場即ち取引所の市場で賣買するに其の品物に付て取引所は先づ商議員會に諮問しなければならぬし、清算市場で賣買する有價證券は國債證券と地方債證券とを除き、更に商工大臣の認可を受けねばならぬのであります。併し其の以前に會社から請求があるか、或は取引所の方から當該會社に勸誘して其の承諾を得るかして、取引開始請求書、承諾書、株券見本其他の書類を提出させ、取引所に於て豫て定めある内規に照して審議をする。審議の標準は先づ第一に資本金が幾何であるか、東株取引所では公稱資本參百萬圓以上拂込額壹百萬圓以上、株數六萬株以上を標準として居ります。又既に上場してゐる會社で増資をしたから新株も上場したいと云ふやうな場合には増資額貳百萬圓以上、拂込額五拾萬圓以上、株數四萬株以上と云ふことになつて居ります。次には會社の内容は何うか、これも東株では最近二決算以上繼續して利益配當を爲して居るもの、株式の時價が拂込金額の二分の一以上を維持して居るもの等の標準を置いて居ります。第三に

計	五、一五〇、〇〇〇、七五〇円	四、四四六、三六六、七〇〇円	五三二	三、五五三、五三三、二六〇円	三、〇六六、六九九、六二〇円
	四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円	四三六、七六三、〇〇〇円	一一一	一一五、九七五、〇〇〇円	一〇六、六八七、七〇〇円
			一四	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円	三五、三五〇、八〇〇円
				一〇〇、八〇〇、〇〇〇円	六、三三〇、〇〇〇円

上場の廢止

上場後に於て上場株式としての資格條件に欠くところあるに至れば上場は當然廢止せられることとなります。例へば減資又は株式併合等に依り建株開始標準より資本金壹百萬圓以上又は株數二萬株以上を下りたるもの、株式時價が相當の期間に涉り拂込金額の十分の一以下に下りたるもの、二ケ年間全く賣買なきもの、賣買極めて僅少ななるもの、又は賣買取引中止後二ケ年を経過したるもの等はいづれも廢止することになつて居ります。

取引所に於ける賣買取引

一 賣買取引の種類

清算取引と實物取引

取引所に於ける賣買取引には實物市場に於ける賣買取引と清算市場に於ける賣買取引との二種(勅令)ありまして、實物市場に於ては實物取引と申して、賣買した品物は必ず受渡せなければならぬ取引を爲し、清算市場に於ては、清算取引と申して、賣買した品物を必ずしも受渡せずとも賣つたものは買戻し、買つたものは轉賣し、其差金だけを決済する事の出来る取引を爲すのであります。更に清算市場に於ける賣買取引は、七日以内の期限を以て履行期とする賣買取引と、七日以上の期限を以て履行期とする賣買取引とに分かれるのであります。

取引所に於ける賣買取引
實物市場に於ける賣買取引
清算市場に於ける賣買取引
七日以上の期限を以て履行期とする賣買取引

かうなるのであります。此の清算市場に於ける賣買取引の内、七日以内の期限を以て履行期とする方の取引を短期清算取引若しくは短期と稱し、七日以上の期限を以て履行期とする方の取引を長期清算取引若しくは長期（舊稱定期取引若しくは定期）と稱しまして、長期は三箇月以内の先物取引、短期は賣買成立の日より一箇月間だけは受渡其他の決済を繰延べることが出来ることになつて居ります。

一 長期清算取引

限 月 制 度

長期清算取引は（舊稱定期取引）三箇月の限月制度に據る取引であります。此の限月制度と云ふのは我國獨特の取引方法でありまして賣買した物件を毎月キチンと一定の日に決めて受渡を爲す取引であります。法律は此の取引の最長期間を「有價證券ニ在リテハ三箇月ヲ超

ユルコトヲ得ズ」と規定して居るのであります。そこで實際の賣買は如何なる方法で行なつて居るかと申しますと此三箇月を一箇月づゝの三期に分ち、

- (一) 當月限 當又は當限
- (二) 翌月限 中又は中限、中物
- (三) 翌々月限 先又は先限、先物

と呼んで居ります。而して毎月一日に新甫と申しまして翌々月限（先限）の賣買を始める事になつて居ります。つまり今月の一日から先限の賣買が始まりますと、翌月の一日になれば前の月の先限は中限に中限は當限に變り、新たに先限の新甫が始まります。そして又その次の月の一日になれば前の月の中限は當限となり、先限は中限と變り、新に先限の新甫が始まり常に當限、中限、先限と三期の賣買が行はれて居るのでありますから、委託者は新規の賣買なれば何れの限月を選ぶも自由であります。それで當限で賣買すれば何日に賣買しても其の月の末日が受渡、中限なれば翌月の末日が受渡、先限なれば翌々月の末日が受渡と定められて居りますから其の日に代金と品物とを引換へに買った場合は買付た時の代金を支拂つて品

取引所に於ける賣買取引
物を受取り、賣つた場合は品物を引渡して賣付けた時の代金を受取つて賣買取約を終了する
のであります。

差 金 決 済

併し清算取引に於ては必ずしも賣買物件の受渡をしなくとも差金の授受に依りて賣買取約を決済し受渡を爲したと同様に賣買取約を終了することが出来るのであります。即ち物の値段は絶えず變動致して居りますから騰がるか、下がるか、保合ふか、必ず此の三つの中のいづれかを辿ります。従て賣買をすれば儲かるか、損するか、損得無しか、これ亦此の三のいづれかを得る結果となるのであります。例へば買つた場合に騰がれば儲かり、下がれば損をする。賣つた場合に下がれば儲かり騰がれば損をする。保合の場合は値段に變動が無いのだから賣つても買つても儲かりもせず損もしない。でありますから受渡日まで買つてゐた場合は賣り賣つてゐた場合は買つて前の買若は賣と後の賣若は買とで相殺し、賣買取約を帳消にして値段の差額だけを授受し賣買取約を手仕舞にすることが出来ます。之を轉賣買戻と稱するので

あります。清算取引の面白味は茲に存するのであります。手元に全部の代金が無くても買ふことが出来るし、株が無くても賣ることが出来る。金は受渡期日が来て愈々株を引取るときまでに揃へれば宜しいのだし、株は是亦受渡期日が来て愈々渡さねばならぬ時までに整へれば差支へない。それも株を取引るのが嫌だと思へば受渡期日の到来前に轉賣してしまへば金を揃へる必要もないし、又株を渡したくなければ買戻してしまへば済む。而も其の間値段が都合好く動いて居れば前の賣買値段と後の反對賣買値段の差額を利得することが出来る。又受渡期日までには思ふ通りの値段が出でなかつたが先へ行けば見込があると思ふならば當限は轉賣買戻しをなし同時に先限へ買建なり賣付なりをして受渡を先へ延す方法もあります。これを乗替へと稱して居ります。此の場合には當限と先限との値段の違ひの損益と手数料の負擔があります。

長短期兩市場の部制

東株の市場は長期も短期も現在二部制になつて居りますが、景氣が好轉して賣買取引が繁

盛して来ると、長期の方は三部制に分つことになつて居ります。此の部制は賣買取引の便宜
 上場物件を適當に銘柄數づくに別けて同時に二ヶ所若は三箇所に於て賣買取引を行ふだ
 けの話で他の何等の意味もありません。全く上場物件の數が多過ぎて一箇所では事實上賣買
 が爲し切れぬからの話で取引が不振になれば二部制とし繁盛になれば三部制とすることに鑑
 みても明瞭であります。

早受渡の制度

早受渡と云ふのは、長期清算取引で賣付けた株の代金を、受渡期日前に株券を供託して取
 引所から其賣付代金に相當する約束手形を受取る事と、買付けた株を受渡期日前に代金と引
 換へに受取ることの出来る制度であります。

「長期取引ニ於ケル賣方が受渡期日前ニ約定證券ヲ提供シタルトキハ本所ハ買方ノ爲メニ其
 ノ證券ヲ受領シ、買方ノ希望アリタルトキ又ハ其ノ銘柄ノ一般受渡日ニ於テ之ヲ買方ニ交付
 スルモノトス」(第九條ノ二)

「前條ノ場合ニ於テ本所ハ賣付當日ノ帳入値段ヲ手形金額トシ其ノ銘柄ノ一般受渡日ノ翌日
 ヲ支拂日ト爲シタル約束手形ヲ賣方ニ交付スルモノトス但本所ノ都合ニ依リ之ヲ交付セザル
 コトアルベシ」(同條ノ三) 此制度は大正十三年六月東株取引所に於て創始されたものでありま
 して今では大阪でも京都でも名古屋、神戸等でも實施して居ります。長期清算取引は所謂限
 月取引であるから當然なら月末、中限なら翌月末、先限なら翌々月末でなければ品物なり代
 金なりが手に入らぬのでありますが、受渡期日前に賣方が賣却代金の入用を感じる場合、品
 物を取引所に提供すれば取引所は賣買約定代金額を手形金額として所定の受渡期日の翌日を
 支拂日とする先日付の約束手形を發行して賣方に之を交付する。賣方は此の手形を銀行へ持
 つて行つて割引して貰つて現金を手に入れることが出来る。一方取引所は預かつた品物を保
 管して置いて受渡日に之を買方に交付するか、買方の中から受渡期日前に品物の入手を希望
 する者があれば現に保管してある銘柄のものに限り約定代金と引換に之を交付することにな
 つて居ります。それであるから賣方が株を供託して手形を受取るとは、何時でも出来るが
 買方が早受渡を希望しても、賣方の提供株が無い場合には、受株は出来ない事になるのであ

まらず。本制度には多少の弊害がないでもありませぬが、物には一長一短が免れませぬので取引所は常に深甚の注意を拂ふ外大正十五年三月以降は其の手形變行金額を東株取引所の資本金の限度(現在四千七百萬圓以内)と云ふことに制限を加へることにしてあります。併しなから、取引所本業の業務ではなく言はゞ本業の業務に伴ふ一種の副業であるのでありますから、取引所では本業務に就ては「本所ハ日歩其ノ他料金ヲ徴收スルコトナシ(業務第六十)」と特に規定してゐるのであります。

取引所が賣買取引以外の附帶業務を営むには左の法規に依らなければならぬのであります。「取引所ハ政府ノ認可ヲ受ケ取引所ノ賣買取引ニ附帶スル業務ヲ營ムコトヲ得」第二十二條ノ規定ニ依り賠償ノ責ニ任スル株式會社組織ノ取引所ハ倉庫業ヲ除クノ外前項ノ業務ヲ營ムコトヲ得ス但シ物件又ハ銘柄ノ一部ニ付賠償ノ責ニ任ゼサル場合ニ於テ其ノ一部ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ」(法第八條)

三 短期清算取引

事實は萬年取引

短期清算取引は昔のチキ取引と稱したものの變形したやうな取引でありますが大正十一年の改正法令に依り初めて開始された取引であります。取引所令には「七日以内ノ期限ヲ以テ履行期ト爲スヘキ取引」とあるのであります。一箇月間の繰延を許されることであるから、成るべく便利にいつでも勝手な日に受渡の出来ますやうに、期限は出来るだけ短くした方が便宜だとあつて、東株では前日の後場と當日の前場とを以て一計算區域と爲し、此區域内に行はれた賣買取引は其の日の午後二時限り受渡をすることになつて居ります。尤も大阪では當日の前後場を以て一計算區域とし翌日午後一時限り受渡をすることにして居るのであります。即ち大阪では總て翌日期限、東京では前場は當日、後場は翌日期限と云ふ事になつて居りますが、何づれにしても一箇月間だけは繰延が出来ますから長期の三ヶ月に對し短期は

一ヶ月取引と云ふ譯でありまして其の間受渡をしようと思へばいつでも出来る。換言すれば賣つた株を金に代へることも、買つた株を取引することも自由に出来るのであります。其上繰延は一ヶ月以内と云ふことになつて居りまして、其時になつて賣買手数料さへ拂へば値段の差異なしに何度でも連続して受渡決済を延期することが出来る。それ故俗に萬年取引とまで謂はれてゐるのであります。長期の方でありますと期限の到来した取引を先へ延長するには、例へば先物で買つたのだが二ヶ月経つて當限に廻つたとすれば、之れを轉賣して更に復た先物で買付けると云ふ手数をしなければならぬのであります。而も當限と先限との間に値段の相違があれば其の差額に因る損益が生ずるのであります。短期の方でありますと値段の差異に禍ひされず、同一値段即ち無精で幾遍でも繰延が出来るのであります。此の點が非常に便利であります。

賣 買 物 件

東株の長期市場には曩に申上げました通り本年拾月末現在に於て二百八種の銘柄を上場し

て居りますから大抵のものは此の中へ入つて居ります。従て此の中に在る品物ならば何時でも賣買が出来るとし又賣物市場へ行けばどんな株でも相手方さへあれば賣買が出来ます。けれども短期市場では「取引所の賣買物件」の所で述べました通り種々の事情に依りまして賣買取扱物件が極めて少いのであります。今日ではそれでも十四種類の銘柄を取扱ふやうになつて居りますが最初は新東と新鐘紡の二種類だけであつたのであります。次で大正十四年七月に日本産業、日本石油、十五年三月に新淺野セメント、昭和二年八月に東京電燈、三年四月に日糖新、富士紙新、四年二月に大日本麥酒新、滿鐵新、郵船新、五年十一月に鐘紡親、明治製糖、王子製紙の各株が上場されるやうになつたのであります。此の外日魯漁業とか、大連取引とか鹽水港製糖とか云ふものが一度上場されましたが途中で廢止されました。尤も將來は漸次増加して行くであらうと存じますが兎に角今日のところでは以上の十四種類だけしか取扱つて居りませぬから、此の以外の銘柄は短期市場では賣買出来ぬのであります。

受渡決済と繰延

短期取引の受渡其の他の決済に關しては「短期取引ニ於ケル受渡其ノ他ノ決済ノ繰延ハ賣方及買方ノ合意ニ依ルコトヲ要ス但此ノ場合ニ於テハ本所ノ定ムル所ニ依リ繰延料ヲ支拂フヘシ、前項ニ依リ繰延ヲ爲シタル玉ハ賣買帳入ノ日ヨリ起算シ一箇月以内ニ之カ決済ヲ完了スヘシ但其ノ決済終了ノ日カ休業日ニ當ルトキハ順次之ヲ繰上ク」(業第四十)と定められて原則として其日のテハ前日ノ後場及當日ノ前場ヲ以テ一計算域トシ(業第四十)と定められて原則として其日の午後二時限り受渡をすることになつて居りますから、賣方は品物を提供して代金を受取り、買方は代金を提供して品物を受取り、所謂「受渡」に依り賣買契約を結了するか、反對賣買に依り決済するかでありますが、受渡はしたくない、さればと言つて轉賣買戻も嫌だと思ふときには繰延料を受拂して一ヶ月間受渡決済を延期することが出来るのであります。

「繰延料」順日歩、逆日歩、無日歩

短期取引では毎日受渡を繰延べる結果繰延料と云ふものを定めることになつて居ります。其の標準は受渡を一日延期すれば一日だけ賣方は受取るべき代金の利息を損する勘定でありますから、其の利息に相當する日歩を繰延料として買方から受取るのであります。之を順日歩と申します。處が其反對に買方は代金を拵へて株を引取りたいと云ふのに、賣方に株が無いと云ふ場合があります。此場合には賣方から買方に對して適當の品借料を支拂ふのであつて、之を逆日歩と申します。日歩を定める方法は次項に述べますが、この日歩の高低に依つて受渡數と繰延數とが互に増減するのであります。多量の受渡又は繰延を爲さんとする者は多くは日々市況なり金利なりを見て其の孰れかを選ぶのであるから買方は日歩何錢以上なれば受株すると云ひ、賣方は日歩何錢以下とか又は逆日歩なれば渡株すると云ひ何れも其日の金利なり市況なりより打算して受渡するとも繰延するとも有利の方を選ぶ爲めに、繰延料の高低如何に依つては毎日超過した渡株、又は受株若は不足した受株又は渡株を調節する事が出来るのであります。従つて過不足なき受渡の場合には無日歩となる事もあります。

日歩の決定と代引代渡

東株の短期取引では黙つて居れば繰延べるものと看做すことになつて居るから受渡をしやうと思ふ者は其の日の午前中にその數量を特定取引員へ申出ることになつて居ります。特定取引員は毎日午前十一時取引員組合委員の立會の上を受渡希望數量と繰延希望數量から判斷して先づ日歩を決定し、それから此の日歩の下で行ふ繰延數量と受渡數量とに就て賣方と賣方の希望が一致すれば都合好く行くが容易に一致することはなく、毎日賣方と買方との希望に相反したところが出て來るのであります。例へば壹千株だけ渡株が餘つたとする「……決濟ノ繰延ハ賣方及買方ノ合意ニ依ルコトヲ要ス」と定められあるから、賣方の渡希望の意に反して繰延べることは出來るので、買方は何とか工面して代金を作らねばならぬ。茲に於て特定取引員と云ふ特別の機關があつて買方に代つて此壹千株を受取る。又反對に買方の受株希望が多くて賣方の渡株が壹千株不足したとする。此の場合には品物を他から借入れて來て賣方に代つて之を買方に渡すのであつて、前の場合を代引、後の場合を代渡と稱するので

あります。

東株代行株式會社

前項で述べた特定取引員に就ては「本組合ハ特定取引員ヲ設ケ受渡株ノ過不足ヲ調節セシム特定取引員ハ組合委員會ノ決議ニ依リ之ヲ定ム」(短期組合規約(第五十八條))とある組合規約に従つて東株短期取引に於ける特定取引員は最初中央證券株式會社に委任の形式であつたのであります。たが、昭和二年三月偶々同會社が不始末を暴露したので、右の委任を解除し、專問の特定取引員たる會社を創立することになり、設立されたのが今日の東株代行株式會社であります。當會社は資本金壹千萬圓(現社長沼間敏朗氏)で定款第二條に「……東京株式取引所ニ於ケル短期取引ノ受渡證券ノ代引代渡及ビ之ヲ行フニ必要ナル行爲ヲ爲スヲ以テ目的トス」と規定されてありまして上場會社の大株主との間に株券借出しの諒解を日頃から得て置き、渡株の不足の場合は全代金を預けて株券を借出して來て買方に渡し、又賣方に對しては自己の資金及信用を基礎に借出して來た代金を以て買方に代つて品物を引取つてやるのであります。

然らば賣方及買方に代つて代引代渡を爲した建株の始末は何うなるかと申せば、代引會社は其代行した株數全部を取引所へバイカイとして附出し代行した反對の賣なり買なりが代引會社の繰延玉となるのであります。例へば新東株壹千株受渡過剩株があつたとすれば其壹千株が即ち代引會社の賣建として残るのであります。而して「受渡株調節ノ爲メ特定取引員ノ行フ賣買ニ對シテハ其ノ賣買手數料ヲ免除ス」と定まつてゐるから無手數料であるし、又「組合員ハ特定取引員ノ經費支辨ノ爲メ各賣買毎ニ組合委員會ノ定ムル率ニ依リ積立金ヲ爲スモノトス」(短期規約)「特定取引員ハ受渡株調節ノ爲メ必要ナル賣買ノ外自己若ハ他人ノ委託ニ依ル賣買ヲ爲スコトヲ得ス、特定取引員前項ノ賣買其ノ他ニ要スル一切ノ經費ハ組合ニ於テ之ヲ支辨スルモノトス」(同第五)とあつて經費の支辨は短期組合が負擔する事になつて居ります。こうした營業に依て代引會社は創立以來毎期登割の株主配當を行つてゐるのであります。

取引所と代行業務

東株取引所は株式會社であり、四千七百萬圓の資本を擁して居るのでありますから他から

金融を受けたり、證券を借りたりするには最も適格者であり、剩へ定款には「本所ハ賣買取引ニ付受渡物件又ハ受渡代金ノ立替假渡ヲ爲スコトヲ得」(第五十六)との規定すらあるのであります。長期清算取引に於て強制擔保の制度を採つてゐるので同じ銘柄を賣買してゐる短期取引に就て附帶業務と認むべき此の代行業務を法律上爲し得ないのであります。折々代引會社の合併と云ふやうな噂も立ちますが、取引所が強制擔保制度を廢止せぬ限りは法律上不可能のことであるのであります。尤も法律でも改正されて斯うした制限が撤廢されるか或は取引所が強制擔保制を廢止でもすればそれは無論問題のないことではあります。是は二つながら先々當分は困難なことであらうと信するのであります。

短期取引に對する當初の理想と其後の實際

政府が法律の改正を機會に短期清算取引を認めるに至つた理由は他面長期取引の限月短縮と相俟て「清算取引の實物化」と云ふことを理想としたのであります。従て短期取引に就て規定した勅令即ち取引所令第十一條に於ては、

「有價證券ノ清算市場ニ於ケル賣買取引ニシテ七日以内ノ期限ヲ以テ履行期ト爲スヘキ取引ニ屬スルモノニ限り受渡其ノ他ノ決済ハ業務規程ノ定ムル所ニ依リ總決済日迄之ヲ繰延ブルコトヲ得前項ノ總決済日ハ一箇月一回以上タルヘシ」と最初あつたのであります。即ち短期取引には少くとも一ヶ月一回以上總決済日なるものを設けて之を繰延の最長期限とし此の日に於ては總ての未決済取引を全部決済すべきことにしてあつたのであります。然るに是では差金取引に不便だと言ふ當業者の陳情を容れ「業務規程ノ定ムル所ニ依リ賣買成立ノ日ヨリ一箇月以内之ヲ繰延ヲ爲スコトヲ得」と改正し短期取引は完全なる一箇月取引となつたのであります。其の結果は清算取引の實物化と云ふ當初の理想をすつかり裏切つて短期取引は長期にもました清算専門市場となつたのであります。加之短期の方で取扱ふ物件は長期の方は之を取外させる、即ち二重市場は許さぬ意嚮であつたのが左様なことでは短期取引は發達どころか其の開始すらも困難視せられたので主務省も當業者の要求を入れ「當分の内」と云ふ條件つきで兩市場への二重市場を認めることとなつたのであります。此の當分の内も既に七、八年になるのでありますから恐らく此のまゝ永久

的のものになるのであらうと思はれるのであります。

長短期兩取引の優劣

右の次第で長期取引と短期取引が一緒になると云ふやうなことは到底想像されなくなつたのであります。恐らく此兩取引は將來夫々其の機能を發揮して併存することになるのではないかと考へられるのであります。即ち短期取引は朝の八時五十分から開市して午後の長期取引の終了するまで晝食の時間を少し休むだけで間斷なく取引を繼續してゐるので賣買は極めて自由、賣りたいと思へば何時でも賣れ、買ひたいと思へば何時でも買へるのであります。これに反して長期取引は前場と後場の二回きりであり而も二時間か三時間の内に何百種かの立會をせなければならぬのであります。例へば郵船株の例を取つて見ますと朝の九時過ぎに郵船の立會があるのだが其時間は僅か五分か三分位でありまして、賣らうと思つても買はうと思つても此の時間を外すともう午後の立會を待つ外ない。其後場の立會も一時過に矢張り三分間か五分間の立會があるだけであるから之を逸すると今度は翌日の立會を待たなければ

ならぬのであります。此一日合はして五六分間の外は如何なる必要かあらうとも賣ることも買ふことも出来ないのでありまして、之を短期の晝の間一寸休む以外は朝から夕方まで何時でも賣買出来るのに比較すると其の不便は非常な差でありまして是れ正に長期取引の缺陷であります。其代り長期には又長期の特長がありまして大量の取引も自由に、餘り相場に變動を與へずに行ふことが出来るし、受渡の確實と云ふ點に至れば到底短期の比ではないのであります。買付けた株が如何に多量であらうとも、賣付けた株が如何に多數であらうとも、受渡期日には必ず何等の支障なく株の授受が出来るのであります。短期取引となると賣付けた株を渡すことは何時でも自由に出来るけれども、買付けた株を引取るとは何時でも云ふ譯に行かぬことがある、これが亦短期取引の缺陷であります。東株市場に於ても嘗て日魯漁業と鹽水港製糖の株が、買方は株を受取らうとする、賣方は繰延を主張すると云ふ事態を惹起して、連日品不足に悩まされ高率の逆日歩も之を調節する力無く代行會社も其の機能を發揮することが出来ずして、遂に短期取引から此の兩種の株を取除いて了つたと云ふ生々しい實例があるのであります。斯様の譯でありますから、短期取引には長期の如く澤山の銘柄を

上場することは餘程研究を要することと思はれるのであります。

唯同じ取引所の市場、而も同じ清算取引に於て兩個の公定相場の出来て居ると云ふことが問題でありますけれども、將來互に一長一短を備へて夫々の特長を發揮することになるのであらうと思はれます。

四 實物取引

十五日以内賣方勝手渡

實物取引に就ては「實物市場ニ於ケル賣買取引ニ在リテハ差金ノ授受ニ依リ其ノ決済ヲ爲スコトヲ得ス」(第十條)と定められ、一旦賣買契約をすれば賣方は品物を引渡して代金を受取り、買方は代金を支拂つて品物を受取る以外に賣買契約を結了する方法がないのであります。東株では毎日他の取引同様午前午後二回、前場は八時五十分から後場は〇時五十分から立會を開始し、其賣買方法は「相對賣買又ハ入札賣買」であります。入札賣買は毎月一回位特殊の場合に行ふだけであつて他は相對賣買で「賣買者双方ノ相對ヲ以テ契約ヲ爲スモノトス」(第二十

七條第一「又特別ノ意思表示ナキ限り其ノ期限ハ賣買約定ノ當日ヨリ起算シ十五日トシ期限到來前ト雖モ賣方ハ受渡ヲ請求スルコトヲ得」(同第三十三)と定められて居ります。左様でありますから「取引所ノ賣買取引ノ期限ハ有價證券ニ在リテハ三ヶ月…ヲ超ユルコトヲ得ス」(法第十)と規定されてありまして「賣物取引ノ期限ハ十五日ヲ超ユルコトヲ得ス」(同第三十三)とありますから東株の賣物市場では最長十五日以内賣方勝手渡しと云ふ取引であります。

市場の不振と大口取引の素通り

有價證券の賣物市場は各取引所とも業務規程にその制度を設けて無いところはないのであります。が實際に取引の行はれてゐるのは東京と大阪、名古屋位のものであります。それも賣物市場として何うやら市場の體裁を爲してゐるのは東京だけ位なものであります。他は殆ど比較にもならぬ程であります。然るにその東株市場に於ても、本年上半期の賣物賣買高は僅かに貳百拾貳萬株で、之を長期の壹千五百十九萬株、短期の壹千九百七十四萬株に比すれば如何にも不振であります。これは主として店頭賣買が多い爲に、自然市場の取引は不振を免れぬ

のではないかと思ふのであります。賣物取引は清算取引と違ひ、取引員でも現物屋でも自己が相手方となり、賣るなり買ふなり自由に出來ます。只差金決済は絶體に許さず、必ず賣物の授受を爲すと云ふ事だけが條件でありますから、必ずしも市場に於て賣買せずともよいと云ふ譯で、勢ひ店頭賣買が行はれ勝てあります。殊に相當纏つた大口の取引となると多くは取引所の市場へは現はれず、甲の會社から買つて乙の銀行へ賣ると云つた場合に取引所の門前を素通りして賣買が行はれるのであります。従つて其値段の如きも市場の相場と相違したもので行はれる事も多いので、これは現行の制度では己むを得ない事でもあります。只取引所の市場で賣買するか、若くは取引所の帳簿へ賣買を登録して、僅かの手数料さへ拂ふことにすれば、契約の履行を確保する事が出來、又公の賣買として取引所の賣物公定相場に現はれるのであるから、つとめて市場を通して取引を行ふ事が有利と思ふのであります。従つて賣物の賣買を委託する人は成るべく現物屋よりも、取引員を通して注文する方が確實で又安心して取引が出来る譯であります。

五 國債取引

國債市場の沿革

國債取引は大正九年九月の開業であります。これより曩き財界の好況に伴れて現物取引が大に勃興したので東株取引所は大正七年九月現物市場を新設したのであります。次で公社債市場の開設が又問題となりまして日本銀行、日本興業銀行其の他銀行業者を中心に株式市場とは別個に公社債だけの市場を分設することになり、大正八年の十二月東株取引所は定時株主總會に於て國債仲買人の新設に關する定款變更を行ひ、翌九年二月農商務大臣の認可を得たのであります。其の趣旨は「本所ニ國債仲買人ヲ新設シ國債仲買人ハ國債、地方債、外國債及社債ノ現物取引ヲ爲スモノトス但シ國債ニ限り其ノ定期取引ノ委託ヲ受ケ又ハ其ノ賣買取引ヲ爲スコトヲ得、國債仲買人ノ員數ハ五十名以内、同身元保證金二萬圓其ノ他國債仲買人ノ兼業者ヲ認ム」と云ふのであります。斯くて出來上がりました市場は仲買人側からの兼

業三十五名、興銀、臺銀、鮮銀、ビルブローカー信託會社等からの專業仲買人十八名とを以て

- 一、内外國々債、地方債及社債の賣買取引、午前九時より十一時迄、午後一時より三時迄、
- 二、内外國々債の取引、此の競賣は歩み賣買の方法に依りて之を行ひ、仲買人の申告に依り場帳に登録すること、

の取決めの下に實物の賣買取引を開始したのであります。

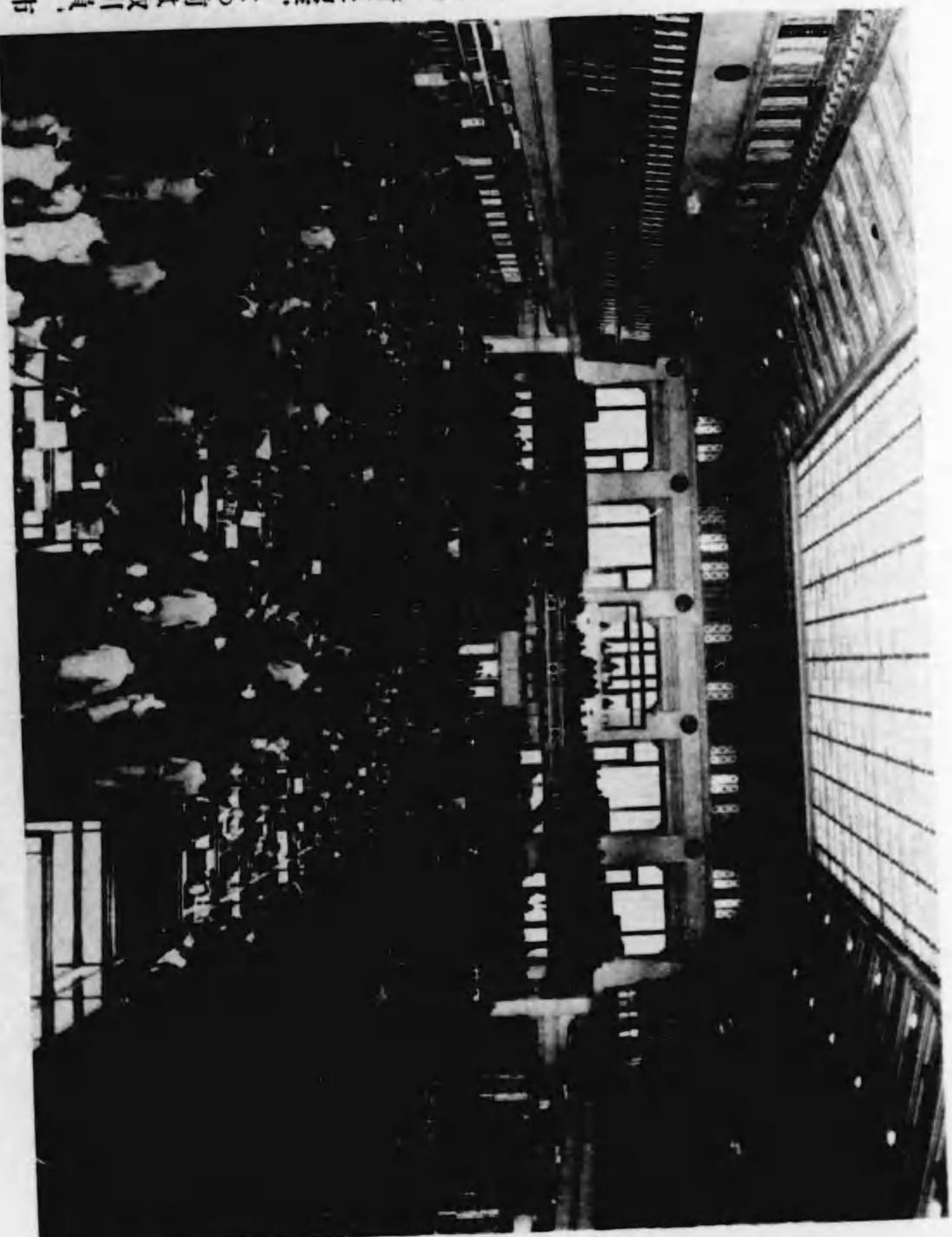
其の後十一年の法律改正に伴ひまして先づ國債仲買人の名稱が國債取引員となり、身元保證金が二萬圓から三萬圓に増加しました外種々の點に於て改正の行はれましたことは他の種類

國債長期は今日も二ヶ月

國債の清算取引は大正十四年九月の開市でありまして、二ヶ月を最長期限とする長期取引

取引所に於ける賣買取引
 二階
 のみであります。従て國債取引には短期取引はなく長期清算取引と實物取引との二種類だけ
 であります。昭和四年の限月復舊後は株式同様其の最長期を三ヶ月に延長することが出来る
 のであります。従前通り二箇月のまゝで偶数の月は一、三、五、七、九、十一、十三、十五、十七、十九、二十一、二十三、二十五、二十七、二十九、三十一、各月、奇数の月は十一、十三、十五、十七、十九、二十一、二十三、二十五、二十七、二十九、三十一、各月、奇数の月を
 各期限とする廿日間づゝの三期取引を行つて居るのであります。

正面二階特別參觀席……中央ボックスはチツカ一及大阪並放送局
 への直通電話室
 一階突當り普通參觀席……中央に長くボックスの列べるは市場と取引員との直通電話室



東 株 市 場 立 會 の 光 景

右側 長期清算市場、その前は取引員、市
 場代理人等。高臺の上に掛けられたるは
 左側 短期實物、國債市場、銘柄札。
 兩側 二階上の掛札は出来値札

賣買取引の方法

業務規程の定むる所

取引所法は賣買取引に關することを「取引所ノ賣買取引ノ方法ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」(法第十)と勅令に譲り取引所令は此の意を受けて「取引所ハ業務規程ヲ設ケ賣買取引ノ方法ニ關スル細則ヲ定ムヘシ」(令第十)「毎日一定ノ時ニ於テ市場ヲ開クヘシ、開市及休業ニ關スル事項ハ業務規程ヲ以テ之ヲ定ムヘシ」(令第六)と規定してゐるのであります。從て賣買取引方法、開市及休業に關する事項は擧げて業務規程の定むるところとなつた譯であります。東株の例を見ますると其の業務規程第二十五條以下に所謂細則が設けてあります。

開市と立會

取引所は休日以外は毎日市場を開くが開場から閉場までひつきりなしに賣買をしてゐるの

ではなく、一定の時間に取引員又は市場代理人が市場に集合しては賣買を行ひ、終れば一應退散する、此の集合して賣買を爲すことを「立會」と稱し、午前の立會を前場又は本場、午後の立會を後場と呼んで居ります。前場は毎日長期清算取引が午前九時、短期と實物が長期開始の十分前、國債が三十分後、後場は長期が午後一時、短期と實物は是亦十分前、國債は長期と同様午後一時(十五條)尤も取引の状況に依ては後場は延刻と稱して遅くることがあり或は休止するやうなこともあります。

賣買契約の締結方法

現在東株取引所に於て行つて居る賣買契約の締結方法は「相對賣買」「入札賣買」「競賣買」の三種でありまして、相對賣買と入札賣買とは實物市場に於て行はれ、競賣買は清算市場に於て行はれて居ります。

實物市場に於ける賣買方法

實物取引に就ては「實物取引ハ相對賣買又ハ入札賣買ノ方法ニ依ルモノトス」相對賣買ハ賣買者双方ノ相對ヲ以テ契約ヲ爲スモノトス(業務第三十七條)と規定されてありまして、賣方と買方と双方の取引員の市場代理人がお互に相手方を見付けて賣買を爲すのであります。たとへば甲の取引員が、北海道電燈株を五拾株賣らうとして買方取引員を探した結果、乙の取引員が買はうと云ふことになり、一株四拾五圓の割合で五拾株の賣買が成立したとすれば、此賣買單價と株數とを市場の高臺に居る取引所の係員に届出でて場帳に登録させるのであります。かくして一度契約が締結されますれば、賣買双方は十五日以内に其の相手方に對して受渡を履行しなければならぬ責任があるのであります。此點は普通世上に行はれて居る商品の賣買と同一であります、其の間に立ちて取引所が立會人の位置に立つと思へば宜しいのであります。従つて如何なる會社の株でも自由に賣買が出来又株數にも單位と云ふものはなく一株でも二株でも差支ないのであります。次に「入札賣買ハ豫メ其ノ銘柄、取引ノ個數及受渡期日ヲ揭示シ一定ノ時刻ニ於テ個數及値段ヲ入札セシムルモノトス」(同條)と定められてあります。これは主に端株とか又は一部の公債、社債等を毎月、日を定めて入札に付するのであります。

まして、先づ一定の期日迄に賣希望者より各銘柄、數量等を申出でしめ、これを一括して印刷し各取引員に配付致します、是に依つて買希望者は入札の期日に各銘柄に付て買値を申出で最高のもものが落札する事になるのでありますが、時には賣方の最低値段に達せず落札せぬこともあるのであります。

長期清算市場に於ける賣買方法

長期清算取引に就ては「清算取引ハ競賣買ノ方法ニ依ルモノトス」(業務第三十)と規定され更に「長期取引ノ競賣買ハ所定ノ順序ニ依リ一銘柄毎に當限、中限及先限ニ分子順次競合ハシムルモノトス、前項ノ競合ハ同一銘柄ニ付二回之ヲ行ヒ第一回ノ競合ヲ寄付ト稱シ第二回ノ競合ヲ大引ト稱ス」(同第三)と定められてあります。此競賣買と云ふは清算市場に於てのみ行はれて居る俗に「一カイニヤリ」とか「ニカイニヤリ」とか稱する賣買方法でありますが同じく競賣買でも單一約定値段に依る競賣買と複數約定値段に依る競賣買(即ち「歩み賣買」俗にザラバ)の二種ありまして東株の長期市場では單一約定値段に依る競賣買を以て賣

買を行つて居ります。現在同市場の上場株は別項「賣買並委託證據金表」のところに記載してある通り第一部九拾八銘柄第二部百拾拾銘柄合計貳百八拾拾銘柄で、之を各銘柄毎に寄付と大引と二回宛競合ふのであります、第一部は日本郵船から第二部は南滿鐵道から始め、先づ當限の寄付、中限の寄付、先限の寄付と競合ひ引續いて各限の大引を競合ひ順次此方法に依つて賣買を爲すのであります。

「大阪では之と反對に全部の銘柄を一と廻り當中先と寄付のみ競合つてから最初の大引に居つて大引を競合ふのであります、東京のを小廻式大阪のを大廻式と稱して居ります」

順序から申しますと、取引開始の時刻を知らせる電鈴と共に各取引員、市場代理人は手合取(賣買の記録を手控する係)と、玉取(手合取りの手控と取引所の場帳とを引合せる係)とを従へて續々と市場へ集合し各受持の部に着きます。市場には高臺と申して、一段高い處に檯(値段を決定する係)記帳(賣買を記録する係)見張(各賣買者の賣買狀況を見張る係)等の數人の取引所の市場係が着席して檯人が打つ拍子木を合圖に第一部は郵船株第二部は南滿鐵道株から競合を始め、賣なり買なりを指で値段を示しながら呼び出すのであります。

そうすると市場は各自から發せらるる賣買の呼値によつて市場の氣配を見、最も適當と思ふものの呼値を捉へて百圓買なら百圓買と指で値を示しつゝ呼ぶ（但買手の時は手を内に向け賣手の時は手に向ふへ向ける）百圓で賣うとする者は百圓で買はうとするものと約定する百圓以上でも買はうとしたものは百圓で賣うとするものがあれば是亦約定する。即ち甲賣乙買何枚、丙賣丁買何枚と各自相手方を見付けて賣買を約定し手を拍ち合つて賣買の成立を告げると高臺の見張係が賣買者の稱號と數量とを呼び（百枚賣、百枚買と云ふやうに）帳簿係は一々之を場帳に記入するのであります。かうして登録しつゝある内に段々氣配が變つて百圓五拾錢の賣買、六拾錢の賣買と氣配に連れて、變化した値段で賣買が成立する場合があります。撃柝係は市場の形勢を見て賣りが多ければ呼値より下げ、買ひが多ければ呼値より上げ、値段を種々上下して新値を呼び、略々賣買が出會つて最早賣り手も買ひ手もなく、なつたと思ふ所を見計つて柝を一撃して賣買の終了を告げるのであります。これを柝を入れると申します。そこでこの柝を入れると、總ての値の異つた賣買は全部最後の競合値段、即ち百圓六拾錢なら百圓六拾錢に變更して賣買が成立した事になるのであります。故に異つた値段で

賣買した者がもし最後の決定値段では賣買を欲し無い時は柝の入れぬ前に反對賣買を爲して前の賣買を抹消しなければならぬのであります。斯様な次第で而も短時間の内に多量の取引を爲すのでありますから非常に忙はしく活氣を呈して行はれ、相場の激變した場合などは殺氣立つて見えるのであります。

例へば、④が新東株百株を登株百圓迄買へと云ふ注文を客から受けた場合は、市場代理人は其買傳票（第五十六頁参照）によつて、前述の通り百圓買の手を振つて相手を求め買付けるのであります。一度買付けても、其の裡に値段が變化して百圓五拾錢位の氣配になつた場合は、若し其儘置けば百圓五拾錢で百株買付けた事になつて了ふので、賣手を振つて前の買玉を相殺帳消にするのであります。従つて百圓六十錢で柝が這入り値段が決定すれば客の百圓迄百株買へと云ふ注文は賣買出来なかつた事になるのであります。

短期清算市場に於ける賣買方法

短期清算取引に就ては「短期取引ノ競賣買ハ長期取引ノ競賣買ニ準ジテ之ヲ行フモノトス

但寄付大引間ニ於テハ歩ミ賣買ノ方法ニ依ル」歩ミ賣買ノ方法ニ依ル競賣買ニ在リテハ賣買者ノ記號、銘柄、個數及値段ヲ場帳ニ登録シタルトキニ於テ賣買契約成立ス」(業務第三十六)と定められてありまして、單一約定値段に依る競賣買と複數約定値段に依る競賣買とを併用することゝなつて居ります。東株短期市場現在の上場株は是亦別項「賣買並委託證據金表」に記載してある通り第一部五銘柄第二部九銘柄合計拾四銘柄でありまして、各銘柄毎に寄付と大引とは長期と同じく競賣買で行れ寄付と大引の間(寄付は前場は午前八時五十分後場は十二時五十分大引は前場後場共長期取引終了後)は

歩み賣買 俗にザラバト稱し各銘柄毎に場所を特定してぶつ通しに賣買を行ひ、賣手と買手とが相對で値段の合致する毎に一組づゝ違つた値段でも賣買を成立せしめるのであります。それでありまして、一立會の内に同一銘柄のもので何十と無く違つた値段がつき、従つてついた値段で一部は賣買が出来たが一部は出来なかつたと云ふやうな事も度々あるのであります。此點は相對賣買と大差ないのであります。只歩み賣買に在りては一旦賣買契約が成立して取引所の場帳に登録されてしまへば、競賣買と同じ形式に依つて處理されるのであります。

ます。

國債市場に於ける賣買方法

國債清算取引に就ては「清算取引ハ競賣買ノ方法ニ依ルモノトス」(業務第三)と定められてありまして、株式の長期取引と同じように寄付と大引と二回競合を行ふ事になつて居ります。又賣買取引に就ても「賣買取引ハ相對賣買又ハ入札賣買ノ方法ニ依ルモノトス」(同第三)と規定されて、これ亦株式の賣買取引と同様相對賣買で行つて居るのであります。只株式と異つた點は「國債市場ニ於ケル賣買取引ハ裸相場ヲ以テス」(同第三)と云ふ特別の規定があるのであります。この裸相場と云ふのは利子を包含しない値段のことであり、以前は利子の附いた値段で賣買したものであるが大正九年十月一日から利子を含まぬ値段にしたのであります。何故かうしたかと言うと債券類は皆前の利子支拂日の翌日から次ぎの利子支拂日迄の利子が一枚の利札に含まれて證券に附着してゐる。此の利札は次ぎの利子支拂日前に切離しては賣れない。故に國債の賣方は常に前の利子支拂日後賣買取引をした日迄の利子を買方に證券と共に

に交付して終ふことになる。此の不合理を免れるには利子を引離して賣買し代金授受の際に其日迄の含み利子を計算して買方から賣方に交付すれば宜い、此の爲めに國債類は裸賣買と云ふことにしてあるのであります。

呼 値 と 單 位

東株業務規程第三十四條には「賣買取引ノ呼値ハ株式ニ付テハ一株、國債地方債及社債ニ付テハ額面百圓若ハ最少額面ニ依リ清算取引ノ單位ハ株式ニ付テハ十株、國債地方債及社債ニ付テハ額面五千圓トス。外國貨幣ヲ以テ表示シタル國債地方債及外國々債等債券ノ賣買取引ノ呼値及單位ハ左記ニ依ル」

	呼 値	單 位
英 貨	額面 百 磅	額面 五百 磅
佛 貨	額面 五百 法	額面 五千 法
米 貨	額面 百 弗	額面 千 弗

と規定されて居ります。呼値とは或る單位に對する値段であつて株式に付ては一株の値段と定めてあり。單位とは清算取引で賣買の出来る株数の最小限で、それ未満の賣買は清算市場では出来ない、謂はゞ數量の標準であつてそれ以上の賣買も此の最小數量の倍數でなければならぬ。即ち株式は十株が單位であるから九株とか十七株とか云ふのは賣買出来ぬのであります。

立會の停止、休止及賣買取引の中止

取引所令第七條は「取引所ハ業務規程ノ定ムル所ニ依リ立會ノ停止又ハ會員若ハ取引員ノ市場ニ於ケル賣買取引ノ差止ヲ爲スコトヲ得」と規定してあります。茲に於て東株取引所では「本所ハ左ノ各號ニ該當スト認ムルトキハ立會ノ全部又ハ一部ヲ停止スヘシ」(業第二十二條)

- 一、立會カ公益ニ害アルトキ
- 二、相場ニ著シキ變動アルトキ又ハ著シキ變動ヲ生スル處アルトキ
- 三、取引員カ不穩當ノ賣買其ノ他市場ノ秩序ヲ紊ス行爲ヲ爲シ又ハ爲サムトシタルトキ

「左ノ各號ニ該當スルトキハ本所ハ取引員ノ賣買ヲ差止若ハ制限ヲ爲シ又ハ入場者ヲ制限スヘシ」(同第二十三條)

- 一、取引員違約處分ニ付セラレタルトキ
- 二、不正若ハ不穩當ノ行爲アルカ又ハ其ノ行爲ヲ爲スノ虞アリト認ムルトキ
- 三、取引員カ本所ニ納入シタル小切手ニシテ不渡ト爲リタルトキ
- 四、取引員其ノ身元保證金又ハ賣買證據金ニ付差押假差押又ハ假處分命令ヲ受ケタル場合ニ於テ本所カ必要アリト認ムルトキ
- 五、取引所法第二十五條第二項ノ處分(一ヶ月以上ノ營業停止又ハ除名)ヲ爲スヘキコトヲ確定シタルトキ

以上の場合に於ては取引所は立會の停止又は賣買の差止を爲すことが出来るのであるが是とよく似たものに立會の休止と賣買取引の中止と云ふ二つがあります。立會の休止に就ては業務規程第三十條に「本所ニ於テ必要アリト認ムルトキハ臨時ニ開市時刻ヲ變更シ、立會ヲ休止シ休業シ、又ハ休業日ニ於テモ業務ヲ行フコトアルヘシ」又賣買取引の中止に就ては同

第三十一條に「物件ノ上場後ト雖モ本所ニ於テ必要ト認ムルトキハ其ノ賣買取引ヲ中止又ハ廢止スルコトアルヘシ」と云ふ規定があつて立會の停止と立會の休止とは判然區別し更に賣買取引の中止は或る銘柄の物件に就てのみ行ふので市場全體に就て賣買取引を中止するが如きことはないであります。

取引所の休業日

取引所の賣買取引は銀行が休業すれば銀行との資金の出入れに支障を來たすので必ず休業するのを常としてゐる。その他「年始發會、年末納會及本所記念日(十月一日)ニ於テハ後場ノ立會ヲ爲サス」(業第二十七條)。「年末最終營業日ニ於テハ清算取引ノ立會ヲ爲サス」(同第二十八條)又「本所ノ休業日左ノ如シ、一、年首三日間 一、年末二日間 一、大祭日及祝日 一、日曜日」(同第二十九條)「本所ニ於テ必要アリト認ムルトキハ臨時ニ開市時刻ヲ變更シ、立會ヲ休止シ休業シ又ハ休業日ニ於テモ業務ヲ行フコトアルヘシ」(同第三十條)と規定してあります。

銘柄札と出来値札

東京株式取引所の市場社屋は三階建てでありますが周囲だけを事務室用其の他に充用して真中の市場だけは二階も三階もぶつ通して硝子張の屋根裏まで筒抜けにしてあります。従て此の筒抜けになつてゐる市場周囲の上部、二階三階に當る部分の広い場所へ上場銘柄札及び出来値札を掛けることにしてあります。參觀席から上方の兩壁を見ると立會の順序に一、二尺づゝの間隔を置いて銘柄札が掛けてあり其の次ぎへ一株の額面金額若は拂込金額、それから前場立會終了までは前日の最終値段、後場立會終了までは前場の最終値段が赤札で掛けられ其の後へ當中先と寄付大引ともに出来値が掛け替へられることになつて居ります。又短期の方はザラバ取引であるだけに幾つもの出来値が次ぎ〜と現はれるので掛札も新値の出来値が次ぎ〜と掛けられる、國債も同様であります。唯實物だけは別に上場物件と云ふものが定まりて居らぬので銘柄札も出来値札も掛けるやうな仕組になつてゐないのであります。が、主要株の中値段を前場二回、後場二回、揭示して其氣配を知らせる事になつて居ります。

新聞の商況面

以上長期、短期、實物、國債の各取引に就て一通り申述べましたから序でに新聞の商況面に就て一言附加へることに致します。

取引所の市場へは毎日各新聞社から商況部の記者が多数出張して居つて賣買の出来値や、取引の状態等を詳細に其の日の夕刊又は翌日の朝刊へ掲載することになつて居ります。従つて各新聞の商況欄の記事は最も重要なものであります。今便宜上夕刊のない都新聞を例にとりますと、毎日の十四頁目に有價證券の賣買狀況が掲載されて居ります。そして左の上隅に「東京株式清算取引商表」と云ふ見出しで第一部郵船、同新、商船、東火……第二部南滿、同新、東武……と横列に又細かい數字が三行づゝ五段縦列にした表がのつて居ります。これが株式の長期市場に於ける前日の相場で、上から前場の寄付大引、後場の寄付大引、前日の後場大引値段との比較、三行の數字は右が當限値段、中が中限値段、左が先限値段、棒の引いてあるところは賣買取引のなかつた譯であります。それから右上隅が株式長期市場

の商況其の次が株式實物取引、株式の短期清算取引、國債長期清算取引、國債實物取引の順序でありまして、夫々商況、出來値等が報道されてるのであります。

市場獨特の用語

取引所に入出入する人、取引所の賣買取引に關心を有つ人々等の間に一般的に用ひられる市場獨特の用語が幾らもありますから其の内主なるものを申上げて見ますと。

- 一、強氣と弱氣、強氣は將來相場が高くなると見るのだから買方、弱氣は反對で賣方
- 二、利喰と利乘、利益を得て轉賣又は買戻すことが利喰ひ、相場が見込通りに適中して利益勘定となりたるとき其の上に更に賣買玉を増して益々其の利益を多からしめんとすることが利乘せ
- 三、ドデン、相場が不利に變動したとき賣なら買ひに、買ひなら賣にヒツクリ返へる事
- 四、乗換へ、清算取引に於て受渡期限を繰延べること
- 五、投げと踏み、買玉が損失に歸した時轉賣する事を投げ、賣玉が損失に歸した時買戻す

事を踏む

- 六、ナンピン、建玉が不利になつた場合、建玉を増して値段を平均する事
- 七、保合、相場の變動が少い事を云ふ
- 八、ボンヤリ、相場に活氣無く、動もすれば下落せんとする市況を云ふ
- 九、爲替、短期取引の受渡又は繰延べを行ふ場合に、差金決済に用ひる標準値段のこと
- 十、日歩、逆日歩、日歩とは短期取引に於て正株の受渡をせず、建玉の繰延より生ずる金利で、繰延料とも云ひ、買方より賣方に支拂ふもの、逆日歩とは受渡の希望多く賣方が正株を渡さない場合に賣方より買方に支拂ふ借株料のこと
- 十一、大手筋、株式の大思惑をする者
- 十二、マバラ、散在せる小思惑をなす者
- 十三、地場、其土地の者と云ふ意味で、其土地の取引員と店員等の事
- 十四、鞘、逆鞘、鞘とは長期取引に於ける各限の値段の差の事で、普通は順鞘と稱して中限は當限より相場高く、先限は中限より高きを例としてゐる。逆鞘とは其反對に當限

が中限又は先限より高い場合を云ひ、空賣の増加した時に此現象を呈する
 十五、鞘取、長期取引の順鞘を利用して、當限を買ひ、先限を賣ると其値鞘を利得する事
 が出来る。斯かる行爲を鞘取と云ひ、取引員の鞘取賣買は相場の亂高下を調節する作
 用を有つてゐる

取引所の參觀席

東株取引所の市場へは毎日多數の人が參觀席に陣取つて刻々に變つて行く場面の様子を見
 ながら、取引員の店員で市場に出張して居るものに注文を發して賣買を試みて居るものが
 澤山あります。此參觀席へ這入る手續は各取引員の店に入場券があつて、それを持つてさへ
 行けば誰でも參觀が出来ることになつて居ります。歐米の取引所でも會員の紹介があれば參
 觀を許しますが、あちらでは會員の店先へは多勢押寄せるが取引所の市場へ日本のやう
 にギツシリ詰めかけると云ふやうなあゝした現象はないさうであります。

賣買取引の擔保制度

根本方針の變更

大正十一年の法律改正中の主要なるものゝ一つは此の擔保制度の改正であります。以前は
 「株式會社組織ノ取引所ハ賣買取引ノ違約ヨリ生スル損害ニ付賠償ノ責ニ任ズベシ但シ直取
 引又ハ延取引ノ違約ヨリ生ズル損害ニ付テハ定款ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得」(舊法
 十二)とあつたのを改正法律では「取引所ハ農商務大臣ノ認可ヲ受ケ賣買取引ノ違約ヨリ生ズ
 ル損害ニ付賠償ノ責ニ任スルコトヲ得」(法第二十三)としたのであります。株式會社組織の取引
 所であれば法律の命令で當然やるべきことになつてゐた此の損害賠償の制度が主務大臣の認
 可を受ければやることが出来るると變つたのだから可なりの變りやうであります。

強制擔保若は完全賠償

取引所に於ける賣買は集團と集團との取引であつて賣買の相手方が何人であるか不明である、仍で取引契約は結んだもの、果して其の取引契約が履行されるものか否か不安である、と云ふところから法律は取引所に對して此の賣買の不履行から來る相手方の損害に就て責任を負へ、其の代り取引員は取引所に身元保證金を納め且つ賣買高に應じて相當額の證據金を差出せと命令したのでありまして言はゞ一種の保險であります。而して萬一不履行が起れば取引所は其の損害を完全に、不履行と云ふやうな事實の起らなかつたと同様に賣方に對しては代金を拂ひ、買方に對しては品物を引渡してやると云ふ風に賠償する。茲に於て完全賠償の名が生まれたのであります。又取引所は莫大な資本を擁して豫め此の賠償の責任を負ふ場合の擔保に充てる法律の強制に出づるの故を以て之を強制擔保と稱するのであります。法律の字句の上から見れば強制賠償と云ふのが最も適當のやうであります。

任意擔保若は共同擔保

然るに主務省當局は會員組織論を眞向に振擧すだけあつて賣買取引の責任は取引者自身に負ふべきで此の賣買と無關係の立場にある第三者、營利法人たる取引所が負ふなどは理窟に合はぬ話である。況してや法律が強制などすべき筋合ではない。若し必要があるならば當事者の任意にするが宜しいとあつて茲に任意擔保の言葉が生まれたのであります。而して實際には取引員が共同して出資なり積立なりをして擔保の責に任ずることになるので共同擔保とも稱されて居ります。併しこれまで強制擔保制を採らされたが爲に莫大の資本を擁して來た取引所に之を一舉に廢止させることは其の資本の運用上直ちに取引所をして苦境に陥れると云ふところから改正法律では特に願ひ出でれば許す、但し此の強制擔保制を採つる限りは他に附帶業務をやることは成らぬと、かう云ふ方針に出たのであつて成るべく此の取引所の擔保制度を廢止させるやうにしてあります。尤も此の方針を汲んで強制擔保制度を廢止したのは一名古屋株式取引所だけであつて、他は悉く認可を申請して従來通りの強制擔

保制度を持続してゐるが、新しく開始した取引に就ては、それが既設株式取引所の經營であつても全部許さぬので、株式取引所に於ける株式の短期取引、國債其の他の債券類の長期取引、大阪三品取引所の棉花取引、神戸取引所の蠶糸取引及東京大阪の正米市場等は悉く取引員の共同擔保制を採用して居るのであります。

東株に於ける賠償の實例

強制擔保の制度は明治十五年十二月、政府が株式取引所條例中を改正して取引所の賠償責任を定めて以來で、東株では今日まで五十有餘年の間一貫して此の制度を繼續して來てゐるが果して然らば其の間に幾何程の賠償を行つたか、今其の實例を調べるに左の五回で合計金百一十一萬九千八百七十六圓五十三錢三厘であります。

取引所の賠償實例

- 第一回 明治十九年十月 三萬三千九百十八圓二十錢
- 第二回 同二十三年一月 五萬一千二百四十五圓五十三錢五厘

- 第三回 同二十七年六月 一萬四千五百五十七圓六十五錢一厘
- 第四回 同三十一年四月 二十二萬二百九十八圓十四錢七厘
- 第五回 大正九年四月 八十萬圓

賠償制度の將來

以上申述べたやうに長期取引は強制擔保制度、短期取引以下は共同擔保制度を採つてゐるのであります。法律の精神及主務省の方針は全部共同擔保にあるようであります。然らば此の擔保制度の將來は如何になるのでありませうか。東株の短期取引は大正十三年六月から開始したのであります。共同擔保制度であるが爲めに、最初組合員一人から五千圓づゝの賠償基金と云ふものを提供しその外に毎日短期取引の賣買毎に一株淺らと率を定めて積金を致しつゝあるのであります。是は共同積立金と申して今日迄に約六百萬圓餘に達して居り、猶一日と増加して行く仕組になつて居ります。長期の方は取引所の完全賠償制度でありますから別に積立などの必要は無く一切の賠償の責任を取引所に任してあるのであります。こ

の二つの異つた制度は果して何れが宜しいのであるか試みに兩制度の可否の意見を擧げて見ますれば、

強制擔保制の支持者は 取引所の擔保力は非常に強大である。即ち四千七百萬圓の資本金を擁してゐるが組合の方は六七百萬圓に過ぎない、それに短期が完全に發達して來たとか、將來益々積立金が増加するとか言つても、幸に大きな相場が是まで無かつたからで一朝大きな相場に遭遇すれば果してどうであるか、夫から短期取引は賣買銘柄が少いだけに擔保する種類も極く少い。若し長期取引に上場してゐるやうな何百種の銘柄に對して皆賠償の責に任ずるなど言つたら到底出來得べきことでない。又早受渡の制度の如きは取引所が強制擔保制度を採つて居ればこそ行ひ得ることであつて強制擔保制度が無かつたならば此の便利な制度も直ちに廢止しなければならなくなるのである、と申して居ります。これに對して、

共同擔保制の主張者は 取引所の完全賠償などと云ふことは時代遅れである。當業者がお互に擔保すべきが當然であつて第三者たる取引所のお世話になる必要がない。殊に取引所に於て完全賠償の責に任じて貰ふ結果は其手数料中に擔保料が加はるからそれだけ取引所手

手数料を高くする、現に東株に於ても長期よりは短期の方がずっと手数料が安いではないか。東株取引所は明治十一年に開始したのであるが今日まで五十年の長い間に賠償したのは五回に過ぎぬ。此の五十年間には非常な相場の激變があり随分起伏もあつたのであるが五回の賠償額は僅に百拾萬圓と少しである。又名古屋の株式取引所は斷然強制擔保を廢止し株式會社組織の取引所として獨りだけ共同擔保制を採用してゐるのであるが少しも支障なくやつてゐる。之を見ても強制擔保の必要はない。高い手数料を毎日〳〵拂はせられるだけ損失である。と斯様に申すのであります。將來果して如何になりますか、吾々の最も研究を要する所であると思ふのであります。

建玉の種類と値段の整理

建玉の種類

取引所に於ける賣買取引は反對賣買をするか、受渡をするかに依て決済されなければならぬ譯であります。未だ決済されずに賣買したまふ取引所に残つてゐる契約を建玉若は單に玉と言ひまして其の内賣契約を賣建玉若は單に賣玉、買契約を買建玉若は單に買玉、同一取引員が同種物件同期限の賣か買かの一方だけを持つてゐる場合は之を片建玉、同一數量の賣建玉と買建玉とを持つてゐる場合は之を兩建玉と申して居ります。一體清算取引に在ては右のやうな對當する建玉は反對賣買に依つて相殺されるのが原則であります。特に取引員から申出がなければ兩建玉として取扱ふのであります。然らば何故に兩建玉と云ふものが必要であるかと申しまするに、一體取引員の賣買玉は客から委託されたものであるから、嚴格に云へば賣方と買方との玉を總て兩建として置くべきであるが、取引所法は賣買玉全部を小口より相殺し

て差支へない事になつて居ります。例へば甲の客の五拾株賣と、乙の客の五拾株買とは市場に於て賣買は行ふが、賣と買とで相殺されて取引所の建玉としては存在してゐないのであります。然るに此賣買者双方が受渡をなす場合には、改めて二重の手續料を取引員が負擔して建玉の附出しをせなければならぬ故、最初より兩建として置く場合があるのであります。

約定値段と帳入値段

有價證券の長期清算取引に於ける賣買取引は、前後後場とも寄付の當中先、大引の當中先と上場銘柄に對し、各別に立會が行はれるから夫々六通りづゝの約定値段が出来ることになります。従つて此の計算は相當複雑を極めるのであります。獨り計算の複雑であるばかりでなく追證據金の算出等にも不尠不便があるので取引所では便法を考へて計算區域と云ふものと帳入値段と云ふものを定め之に依つて事務の簡便を圖ることとなつて居ります。それはどう言ふ方法でやるかと申しますと、「長期ニ於テハ一日ヲ以テ一計算區域トス」(業務四)と定め又「長期取引ノ帳入値段ハ一計算區域毎ニ之ヲ定メ其區域内ニ於ケル最終約定値段ニ付株式

ニアリテハ二十錢以下ヲ切捨三十錢以上七十錢以下ハ之ヲ五十錢ト爲シ八十錢以上圓位未満ハ之ヲ圓位ニ繰上グ、國債、地方債、社債及外國々債等債券ニ在リテハ拾錢未満ヲ切捨テタルモノヲ以テス、前項ノ約定値段ガ圓位未満ナルトキハ適宜帳入値段ヲ定ム(同第四條)と規定されてありまして、一計算區域即ち一日の相場後場で賣買された約定値段の全部が、此規定に依つて帳入値段に改められ、それが賣買値段として記帳されるのであります。そうして其の改められた帳入値段を基として以後追證據金や諸計算を爲すのであります。然らば其の帳入値段に引直された結果はどうなるかと申しますれば「長期取引ノ約定値段ニ付テハ差金ノ計算ヲ爲シ之ヲ帳入値段ニ引直スモノトス」(同第四條)と定めてありまして、賣買の出來た約定値段と引直された帳入値段との差金は直に計算の上授受を爲して決済するのであります。例を擧げて見ますと

		一 計算區域(即一日分)			
		前場	後場		
新東株	當限	寄付	大引	寄付	大引
	中限	一〇〇一、三〇〇	一〇〇一、四〇〇	一〇〇一、九〇〇	一〇〇二、二〇〇
	先限	一〇〇二、二〇〇	一〇〇二、四〇〇	一〇〇二、九〇〇	一〇〇三、三〇〇

かう言ふ相場が立つたとすれば、此日の帳入値段は前に述べた如く、後場の後場の大引値段から二拾八入若は七拾八入によつて、(五十錢と圓位と)

當限 一〇二、〇〇〇 中限 一〇二、五〇〇 先限 一〇三、五〇〇

と定まり、如何なる値段で賣買が成立つたものでも、すべて此の帳入値段に引直され、賣買された値段と帳入値段との差額は利益であれば受取り、損であれば支拂つて決済し、建株は此帳入値段となるのであります。

複數帳入値段と受渡標準値段

長期取引に於ては一日を以て一計算區域とし、帳入値段は一計算區域毎に定めるのでありますから、一箇月二十五日の立會日があつたとすれば一限で三箇月、合計七十五通りの帳入値段が出来る譯であります。之れを複數帳入値段と稱して居ります。然るに「長期取引ノ受渡標準値段ハ受渡限ノ最終帳入値段トス、受渡標準値段ハ之ヲ各帳入値段ニ對比シ差金ノ授受ヲ爲スモノトス」(第十條)と云ふ規定がありまして約定値段を帳入値段に引直したと同一筆

法で以て更に各帳入値段を受渡限(即ち當限)の最終帳入値段に引直し一本の値段として差金も同一の方法で授受を爲し受渡の簡捷を計るのであります。これを受渡標準値段と稱するのであります。

單數帳入値段即受渡標準値段

以上は長期取引の場合でありまして短期清算取引の方は又少し異なるのであります。「短期取引ニ於テハ前日ノ後場及當日ノ前場ヲ以テ一計算區域トス」(業第四十)(六條ノ二)「短期取引ノ受渡標準値以段ハ計算區域内ニ於ケル最終約定値段ノ貳拾錢以下ヲ切捨テ參拾錢以上七拾錢以下ハ之ヲ五拾錢ト爲シ八拾錢以上圓位未滿ハ之ヲ圓位ニ繰上ケタルモノヲ以テメ、本所ニ於テ必要アリト認ムルトキハ當日後場ノ最終約定値段ニ依リ前項ニ準シ差金計算ノ標準値段ヲ定ムルコトアルヘシ」(同條)「短期取引ノ約定値段ニ付テハ差金ノ計算ヲ爲シ之ヲ受渡標準値段ニ引直スモノトス、前條第三項ノ場合ニ於テハ後場ノ賣買玉及繰延玉ニ付差金ノ計算ヲ爲シ標準値段ニ引直スモノトス前日ノ受渡標準値段及前條第三項ノ標準値段ニ付テハ差金ノ計算ヲ

爲シ之ヲ當日ノ受渡標準値段ニ引直スモノトス」(同條)と規定してありまして第一計算區域も長期と異り前日の後場と當日の前場とを以て一計算區域と定めてあります。そして一計算區域内に於ける賣買取引は契約された全部の約定値段を最終約定値段(即ち前場の引値)を基として定められた受渡標準値段に引直して記帳され其差額を計算してヤリトリするのであります。更に其計算區域内で賣買された約定値段を引直すばかりでなく、前日から繰越して来た繰延玉をも同時に此の受渡標準値段に引直すのであります。つまり毎日々々繰延玉をも新規の賣買玉をも全部を其日々々の受渡標準値段に引直して行くのであります。之を長期の複數帳入値段に對して單數帳入値段とも稱するのであります。何故に短期取引には斯様に毎日々々一定値段に引直して差金の授受を爲す必要があるかと申せば、長期は相場に應じて追證據金を徴する事になつて居りますが、短期は原則として毎日受渡を爲して決済する事になつて居る關係上、追證據金と云ふものを徴せぬ代りに毎日其日の受渡標準値段に引直して差金の授受を爲す事に依つて相場に騰落に依る危険を防止して居るからであります。従つて相場の變動の激しい時は後場の引値に依つても標準値段を定めて差金の授受を爲す事が

あります。之を俗に二度勘と稱して居ります。
 この長期及短期の計算方法は、取引所と取引員との間に於て用ひられて居るのでありまして取引員と客との間に於ては此便方も却て複雑で到底行はれ難いのと別に簡便の計算方法とでも無い爲め普通の整理方法に依つて居ります。只短期取引の方は毎日勘定と稱して一部の客に對して此方法を執つて居るものもあります。

賣買契約の結了

結了方法

凡そ如何なる品物にもせよ、苟も賣買をした以上は賣方は其の品物を引渡して代金を受取り買方は代金を渡して品物を引取ると云ふのが原則であります。取引所の賣買取引に於ては必ずしも品物と代金との引換に依つてのみ賣買契約の結了を見ず、他に色々の方法があるのであります。唯一賣物市場ニ於ケル賣買取引ニ在リテハ差金ノ授受ニ依リ其ノ決済ヲ爲スコトヲ得ズ(令單十條)とありますからこれは是非とも品物と代金との引換に依る外ないのであります。すが清算市場に於ける賣買取引であるならば差金の授受に依りて決済し賣買を結了することが出来るのであります。其の他繰延、肩替り、解合等色々の方法があります。

受 渡

受渡を爲すには「受渡其ノ他ノ決済及其ノ繰延ハ業務規程ノ定ムル所ニ依リ取引所ヲ經テ之ヲ爲スヘシ」(令第十六)とありまして先づ第一に取引所を経なければならぬ。これは受渡に關して不履行其の他の不正が行はれ惹いて公定相場の作成を亂すやうなことがあつてはならぬと云ふ用意から受渡を確實ならしめる所以でもあります。同時に又「受渡其ノ他ノ決済及其ノ繰延ニ關スル事務ハ取引所自ラ之ヲ行フコト」(同第二項)「受渡場所ハ業務規程ヲ以テ之ヲ定ムヘシ」(同第三項)と云ふ規定があり。而して「受渡ニ於テハ賣方ハ約定證券ニ賣渡委任狀、分割委任狀及親族會ノ同意ヲ要スル場合ニ於テハ其ノ同意書並裁判所ノ決定書其ノ他必要ナル書類ヲ添附シ、買方ハ「清算取引」ニ在リテハ受渡標準値段ニ對スル代金「實物取引」ニ在リテハ約定値段ニ對スル代金ヲ本所ニ振込ムモノトス但國債、地方債、社債及外國々債等債券ノ受渡代金ニ付テハ經過利子ヨリ之ニ對スル資本利子税及第二種所得税金ニ相當スル金額ヲ控除シタルモノヲ加フ、國債、地方債、社債及外國々債等債券ノ買買取引ニ於ケル受渡

證券ハ無記名式ノモノニ限ル」(七條)ことになつて居り更に「賣買取引ノ受渡ハ左ノ時限ニ之ヲ行フモノトス

一、長期取引

約定期日ノ午後三時限

二、短期取引及實物取引

約定期日ノ午後二時限

受渡期日カ休業日ナルトキハ長期取引ニ在リテハ前日ニ繰上ケ、實物取引ニ在リテハ翌日ニ繰下クルモノトス」(同第六)と定められてあるのであります。

轉賣買戻・バイカイ

清算取引に於ては差金決済が出来る。一旦賣買契約を締結した者がその受渡期日の到來前に之を反對賣買に依り、前に買つて居つた場合には賣り、賣つて居つた場合には買ふ、さうすれば前の買と後の賣若くは後の買と前の賣は相互に消し合つて無くなつて終ふ、此の場合に其の賣買契約者は前の買若くは賣と後の賣若くは買に於ける値段の差額―損か益か―を授受して賣買契約を結了する、之を轉賣買戻と稱するのであります。此外に「バイカイ」と云

ふのがあります。これは同一取引員が同種物件同一数量同一期限の賣付と買付とを爲さんとする場合に、賣付も買付も各相手方を見付て約定することの手数を省き立會中又は立會終了後、其の立會に於て出來た競賣買の値段で以て同時に其の賣付と買付とを場帳に登録するのとであります。

繰 延

繰延と云ふのは、受渡期日が到來したものを更めて次の期日迄其建玉を延長する事であり、これは嚴密の意味に於ては契約の更改と稱すべきものでありませう。

解 合

相場に急變があつて不利に立つた建玉所有者が相手方に妥協を申込み懇談的に値段を定め相互に轉賣買戻をしたこととして建玉を決済することを解合を稱して居ります。而して解合が市場に於ける建玉全部に及ぶ場合を總解合と言ひ、建玉の一部に止まる場合を抜解合と言ふのであります。

賣買取引の委託

注文の方法

賣買取引の委託注文を爲すには注文者自身其の店へ出かけて行かれ、ば一番簡單であります。が、忙はしい身で態々出かけて行かれなくとも電話、電報、書面其の他如何なる方法でも其の意思さへ通じれば方法は何でも構はぬのであります。併し注文には賣るのか買ふのか、何株を幾つ賣るのか買ふのか、値段は幾らなら宜しいのか、さうした點を明瞭にしなければならんことは申すまでもありませんが、受託契約準則は豫めこれに對する處理方法を規定して取引員にも注文者にも據るべき標準を示して居るのであります。

受託契約準則

東株取引員組合の受託契約準則には「會員又ハ取引員ハ委託手数料率及受託契約準則ヲ定メ取引所ヲ經由シテ商工大臣ニ其ノ認可ヲ申請スヘシ之ヲ變更セムトストキ亦同シ、取引

所ハ前項ノ認可申請書ニ其ノ意見書ヲ添付スヘシ、商工大臣必要ト認ムルトキハ委託手数料率又ハ受託契約準則ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ(施行規則第十五條)と云ふ明文がありまして會員又は取引員は個々に以上の手續を経べきやうに定められてありますがこれは全部一定したものを使用して居ります。

受託契約準則

- 一、委託者ノ代理 委託者カ他人ヲシテ賣買委託ニ關スル事項ヲ爲サシムルトキハ其ノ者ヲ委託者ノ代理人ト看做ス(條二)
- 二、委託者ノ住所 委託者ハ諸通信ヲ接受スヘキ場所ヲ豫メ取引員ニ通知シ置クモノトス(條三)
- 三、委託者ニ對スル賣買効力ノ發生 市場ニ於ケル賣買取引ノ委託者ニ對スル効力發生ノ時期ハ其ノ賣買取引成立ノ時トス(條五)
- 四、賣買成立ノ通知 取引員委託ヲ受ケタル賣買成立シタルトキハ遲滞ナク之ヲ委託者ニ報告スベシ(條七)

五、諸書類ノ交付 取引員ハ委託ニ對シ賣買報告書、仕切書及委託證據金受領書ヲ交付スル

モノトス、前項ノ書類ヲ交付セサルモノニ付テハ取引員其ノ責ニ任セス(條八)

六、不明瞭ノ註文 委託者ヨリ取引員ニ爲シタル賣又ハ買ノ通知ニシテ内容明瞭ヲ缺ク場合

ト雖モ取引員ニ於テ略了解シ得ヘキモノトシテ其ノ解釋ニ依リ處理シタル時ハ委託者ニ於テ之ニ對シ異議ヲ主張スルコトヲ得ス(條十一)

七、占有物ニ擔保 取引員カ受託關係上占有スル物件及賣買取引計算上委託者ニ支拂フヘキ

金員ハ受託關係上委託者ニ對シ有スル債權ノ擔保ト看做ス(條十二)

八、擔保品ノ處分 委託者カ取引員ニ對シ賣買委託關係ヨリ生スル委託證據金、受渡證券、

受渡代金、繰延料、受渡差金、繰延差金、損金其ノ他ノ物件又ハ金員ノ交付ヲ怠ルトキハ

取引員ハ法律上ノ手續ニ據ラス前條ニ掲ケタル物件ノ全部又ハ一部ヲ處分シ債務ノ辨濟ニ

充當シ尙不足アルトキハ之ヲ委託者ニ請求スルコトヲ得(條十三)

九、諸證據金ノ差入 (種類等ハ説明済ニ付省略ス)

十、取引員ノ任意處分 委託者カ受渡證券、受渡代金、委託證據金又ハ代用有價證券ノ廢止

若クハ代用價格ノ引下ニ因ル委託證據金ノ不足額ヲ處定ノ時限ニ提供セサルトキハ取引員ハ委託者ノ承諾ヲ經スシテ任意ニ其ノ委託ニ係ル賣買ノ全部又ハ一部ヲ結了スルコトヲ得

(第二十條)

十一、委託狀ノ添付 委託者受渡ノ爲メ取引員ニ提供スル記名證券ニハ左ノ標準ニ依リ必要書類ヲ添付スルモノトス(第二十條)

五十株迄 委任狀其ノ他必要書類三通以上

百株迄 同 十株ノモノ五通其他二通以上

百株以上 同 右ニ準ス

尙五十株以上ノ大券ニハ分割請求委任狀ヲ株券一枚ニ付一通添付ノ事

書式

取引員委託註文を受ければ長期、短期、實物、國債の各取引に依て左記書式に依て賣買傳票、賣買計算書、報告書若クは斷狀等を作成し賣買の出来なかつた場合は出来なかつた場

合、出来た場合は出来た場合と區別して報告することになつて居ります。取引員から何等の通知も照會もない場合は注文が届いてないのでありますから注意を要する次第であります

(イ)

長期賣買
注文傳票
(買は赤、
賣は青)

票文注

委託者	銘柄	期月	株數	指値	摘要
殿	株	限	株也		
					出来値

月 日 前後場 扱

月 日 前後場	委託者	銘柄	株 数	指 値	摘 要	股	出来値

票文注 □

短期賣買
注文傳票
(買は赤、
賣は青)
(國債は
略す)

(ロ)報告書 (賣は青、買は赤) 長期 (短期及國債は略す)

御願 別紙報告書受領書ニ御記名御捺印ノ上折返シ御廻付被下度候

No.

1

長期清算報告書

株式 東京株式取引所一般取引員

買又ハ賣

貴殿御委託ニ依
リ上記ノ通り長
期清算市場ニ於
テ相整候ニ付御
報告申上候也

□	内	譯
株数	株	
壹株ノ値段	圓	

月限

□ □ □ □ □

(効無ハノモキナノ銀番ニ並印刷及印社ニ書本)

No.

1

株式 東京株式取引所一般取引員

買又ハ賣

取引所定款、業務規程、
受託契約準則及市場慣
行承認ノ上及委託候長
期清算取引ニ付上記ノ
通リ相整候趣ノ報告書
正ニ受領候也

□	内	譯
株数	株	
壹株ノ値段	圓	

月限

□ □ □ □ □

(氏名印)

(銀渡下被付廻仰シ返折上ノ印捺御名記御ニ書本)

賣 買 計 算 書

股

No.

賣買取引の委託

銘柄	賣 方			買 方		
	月日	株数	単 價	月日	株数	単 價
			円			円
月限						
株						
總代金		円		差 引 金		円
仕 切 金						
仕 切 金						
委 託 手 数 料				總 差 引 金		

(ハ)賣買計算書

長期 (短期及國債は略す)

一毛

上記之通 = 御座候也

東京株式取引所一般取引員

年 月 日

(ニ) 註文受書

様

東京株式取引所一般取引員

長期清算課

拜啓毎々御引立ヲ蒙リ難有奉謹謝候陳者手紙、電信、電話ヲ以テ左記御註文被仰付候處本日前後場出合不申候ニ付御指直出合迄相用可申此段御受申上候 拜具

追テ御註文本月中不出合ノ節八月變リ一ト先取消可申候間改メテ御下命被成下度豫メ申

入置候

— — — — —
株株株株株
月限 月限 月限 月限 月限
株株株株株
圓圓圓圓圓
錢錢錢錢錢

昭和 年 月 日

二、實物取引

(イ) 賣買通知書

賣買通知書

殿 昭和 年 月 日

銘柄	員數	値	段	貴方ノ	摘要

上記ノ通り賣買相整候間御通知申上候也

(直ハ節ノ相違ノ段等相違ノ株數而追テ其ノ旨御一報相煩シ度候)

現 物 課

(ロ) 註文受書

拜啓毎々御引立ヲ蒙リ難有奉深謝候
陳者本日手紙、電信、電話ヲ以テ左記ノ通り御下命ノ處値段出合不申候就テハ御取消ノ御

リ手数料ヲ徵收スルコトヲ得其ノ率ハ政府ノ認可ヲ受クヘシ(法第二十三條)
「賣買手数料ノ率ハ理事會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム」(東株定款第五十一條)

賣買手数料表(東株)

(一)實物取引

(イ)公社債

種別	定率
國債	五厘
地方債	一錢〇厘
社債	一錢二厘

本表料率ハ國債地方債及社債ニ付テハ額面百圓、外國債地方債及社債ニ付テハ額面額面ハ一磅ヲ十圓、佛貨額面一法ヲ四十錢、米貨額面ハ一弗ヲ二圓ヲ以テ換算シタル額面百圓相當額、其ノ他ハ法定平價トナス

(ロ)株式

徵收標準	定率
二十五圓未満	七厘
五十圓〃	一錢一厘

株式ニ付テハ一株ノ定額ヲ示ス、徵收標準ハ實物取引ニ在リテハ約定値段、長期取引

百圓未満	一錢四厘
百五十圓〃	一錢八厘
二百圓〃	二錢二厘
二百五十圓〃	二錢六厘
三百圓〃	二錢九厘

ニ在リテハ新規帳入値段トス、短期ニ在リテハ徵收標準ハ受渡標準値段ニ依リ新規仕切賣買毎ニ徵收ス

(二)短期取引(株式)

徵收標準	本建	現落
五十圓未満	一錢九厘	一錢四厘
七十五圓〃	二錢一厘	一錢五厘
百圓〃	二錢二厘	一錢六厘
百二十五圓〃	二錢四厘	一錢七厘
百五十圓〃	二錢六厘	一錢九厘

手数料と證據金

一六四

百七十五圓未滿	二錢九厘	二錢一厘
二百圓〃	三錢二厘	二錢三厘

二百圓以上ハ二十五圓未滿ヲ増ス毎ニ本建二厘、現落ハ本建率ノ二割七分五厘減
ヲ増ス但毛位ハ四拾五入トス

受渡株調節ノ爲メ特定取引員ノ行フ賣買ニ對シテハ其ノ賣買手数料ヲ免除ス

(三)長期取引

(イ)公社債

種別	本建	現落
國債	一錢一厘	八厘
地方債	一錢八厘	一錢三厘
社債	二錢〇厘	一錢五厘
(ロ)株式		
徵收標準	本建	現落

十圓未滿	三錢八厘	二錢八厘
二十五圓〃	五錢五厘	四錢〇厘
五十圓〃	六錢七厘	四錢九厘
七十五圓〃	七錢六厘	五錢五厘
百圓〃	八錢八厘	六錢四厘
百二十五圓〃	十錢〇厘	七錢三厘
百五十圓〃	十錢五厘	七錢六厘
二百圓〃	十二錢五厘	九錢一厘
二百五十圓〃	十四錢五厘	十錢五厘
三百圓〃	十六錢九厘	十二錢三厘

三百圓以上ハ五十圓又ハ其ノ端數ヲ増ス毎ニ本建二錢五厘現落一錢八厘ヲ増ス

「賣買手数料ハ別ニ定メタル率ニ依リ長期取引ニ在リテハ受渡又ハ轉賣買戻ノ日、短期取引及賣物取引ニ在リテハ賣買締結ノ日ニ於テ算出ス」(業務規程第(四十七條))

手数料と證據金

一六五

賣買手数料ノ納入ハ翌々日ノ正午迄ニ、短期取引ノ賣買手数料及繰延料ニ付テハ帳入當日ノ午後三時迄ニ、受渡物件ニ對スル賣買手数料ハ受渡日ニ於テ之ヲ爲スモノトス
 國債市場ニ於ケル實物取引ノ賣買手数料ニ付テハ右ノ規定ニ依ラサルコトヲ得(業第四十八條)

二、賣買證據金 (取引員が取引所へ提供するもの)

賣買證據金は「取引所ハ其ノ定款ニ依リ賣買取引ニ付證據金ヲ納メシムルコトヲ得」(法第二)とありまして、取引所ノ都合では納めしめないことがあつても宜しい譯であるが「農商務大臣必要ト認ムル時ハ取引所ニ對シ會員又ハ取引員ヲシテ賣買證據金ヲ納メシムヘキコトヲ命ズルコトヲ得」(會第十三條第二項)と定められてあります。賣買證據金は前述の如く賣買契約の履行を確保する爲めの擔保であるが又一面暴騰暴落等の場合人爲を以テ一層之を助長することのなきやうに抑制する作用を有するから賣買を堅實ならしめ相場ノ公正を得せしめる効果がある。殊に特別のものに就ては「其ノ半額ハ現金ヲ以テ納メシムヘシ」(同第三項)として證據金納入に依テ其ノ目的達成に資してゐるのであります。

賣買證據金の種類

賣買證據金は之を色々に區別されて居ります。

「長期取引ニ對シ徵收スル賣買證據金ハ左ノ五種トス」(業務規定第五十一條)

- 一、本證據金 本證據金ハ帳入値段ノ百分ノ五十ノ範圍内ニ於テ之ヲ定メ新規賣買ニ對シ賣買者双方ヨリ徵收ス(同第五十三條)
- 二、割増本證據金 割増本證據金ハ各銘柄毎ニ各限ヲ通算シテ賣買玉ヲ相殺シタル殘玉數カ豫メ本所ノ定メタル數量ヲ超過シタルトキ其ノ超過分ニ對シ適宜之ヲ差入レシム但シ本所ニ於テ其ノ必要ナシト認メタルトキハ徵收セス(同第五十二條)
- 三、追證據金 追證據金ハ現在建玉ノ帳入値段ト其後ノ帳入値段トヲ比較シ其ノ差額カ建玉ニ對シ納入シタル本證據金ノ半額以上ニ達スル毎ニ現在建玉ニ對シ其ノ損方ヨリ徵收ス(同第五十四條第一項)
- 四、増證據金 増證據金ハ非常ノ事變、立會ノ停止其ノ他ノ事由ニ因リ相場ニ著シキ變

動ヲ生シ又ハ受渡ニ危險ヲ來スト認ムル場合ニ於テ現在建玉又ハ新規賣買ニ對シ賣買者ノ一方又ハ双方ヨリ徵收ス(同第五十五條第一項)

五、豫納證據金 豫納證據金ハ相場ニ著シキ變動アリト認ムルトキ又ハ取引員カ一時ニ巨額ノ賣買ヲ爲サムトスル場合ニ於テ新規賣買ニ對シ取引員ノ全部又ハ一部ヨリ豫メ徵收スルコトヲ得、其ノ額ハ本所ニ於テ隨時之ヲ定ム(同第五十七條第一項)

賣買證據金の徵收

賣買證據金の徵收に關しては亦色々細かな規定があります。例へば

(イ)國債市場ニ於ケル清算取引ニ在リテハ同一取引員ニ付本證據金額一萬圓ニ達スル迄ハ之ヲ徵收セサルコトヲ得(同第五十二條)

(ロ)本證據金及追證據金ハ之ヲ徵收スヘキ事由ノ發生シタル日ノ翌々日ノ正午迄ニ之ヲ納入スヘシ但此ノ期間ニハ休業日ヲ算入セス(同第五十六條第一項)

(ハ)株式ノ長期取引ニ於ケル本證據金ノ納入ハ同一取引員ニ付身元保證金額ノ二割ノ範圍

内ニ於テ之ヲ猶豫スルコトアルヘシ(同第二項)

(ニ)國債、地方債、社債及外國々債等債券ノ長期取引ニ對スル割増本證據金ハ本證據金ト同時ニ之ヲ納入スルモノトス(同第三項)

(ホ)一時ニ二回以上ノ追證據金ヲ徵收スヘキトキハ第一項ノ規定ニ拘ラス即時ニ之ヲ徵收スルコトアルヘシ(同第五項)

(ヘ)現在建玉ノ帳入値段ト相場ニ於ケル寄付値段又ハ大引値段(帳入値段ノ算法ニ依ル)トヲ比較シ本證據金ノ全額以上ノ差額ヲ生シタルトキハ追證據金ヲ徵收スヘキ場合ト看做シ即時ニ追證據金ヲ徵收ス(同第六項)

(ト)割増本證據金及増證據金徵收ノ時限ハ隨時之ヲ定ム但シ受渡期日切迫ノ場合ヲ除クノ外少クトモ二日ノ猶豫期間ヲ設クヘシ(同第七項)

賣買證據金の代用

賣買證據金の代用品に就ては「賣買證據金ハ本所ノ指定シタル有價證券ヲ以テ代用スル事